

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

\\ 2 YEARS TO GO //

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

フラワーフェス 2 0 2 5 の周知に向けた 御協力について (依頼)

GREEN×EXPO 2027 の開催 2 年前にあわせ、横濱花博連絡協議会による「フラワーフェス 2 0 2 5」が、3 月 22 日と 23 日に旧上瀬谷通信施設跡地で開催されます。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆さまへの周知に御協力**くださいますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

- 1 掲出場所について
自治会町内会掲示板
- 2 問合せ先について
横濱花博連絡協議会 事務局 045-442-3484

【参考：フラワーフェス 2 0 2 5 の概要】

開催日時：3 月 22 日 (土) 9:30~17:00
23 日 (日) 9:00~19:30

場 所：旧上瀬谷通信施設跡地

主 催：横濱花博連絡協議会

共 催：(公社) 2 0 2 7 年 国際園芸博覧会協会

後 援：横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、瀬谷区、旭区、
横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会、
横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会 ほか

開催内容：ステージイベント、キッチンカー・ブース出展 ほか

2027年の花博に向けて 2年前イベント開催♪



イベントについては
Instagramで随時更新



Follow me!!
instagram
詳しい情報はこちらから



23日 来場者先着 2027本 お花一輪プレゼント

両日 会場内ブンブンスタンプラリー
参加賞あり! (なくなり次第終了)

キッチンカーでおいしい食事をして、
フォトスポットでオシャレ写真とりましょ

#フラワーフェス #花博2027

「花とみどりにかこまれて」 笹野台小学校 2年 宇都宮 志保

整理券の配付について

- フラワーアレンジメント
無料体験(各日100名)
各日ともフェス開始時間から配布
(なくなり次第終了)

FLOWER Fes 2025

3/22 **土** 9:30 ~ 17:00

※荒天中止

23 **日** 9:00 ~ 19:30

場所 旧上瀬谷通信施設跡地

(GREEN×EXPO2027 開催予定地)

相鉄 瀬谷駅北口バスターミナルから無料送迎バス有

🚗 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください

🚲 駐輪場あり

🐾 会場内には**ペットは入れません**(補助犬・盲導犬・介助犬・聴導犬を除く)

主催 横浜花博連絡協議会 **共催** 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 **後援** 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局、瀬谷区、旭区、大和市、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会、横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会 **協力** 上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会、瀬谷区商店街連合会、瀬谷消防団、弁護士 志水隆一、神奈川新聞社、大谷学園横浜隼人高等学校、横浜瀬谷高等学校、中央農業高等学校、瀬谷区PTA連絡協議会、神奈川大和阿波おどり振興協会、イースタン企画

協賛

(株)R産業 (株)石井商事 LIG(株) (株)大林組 鹿島建設(株) (株)カンパイ JT 相鉄グループ (株)露木建設 (株)露木塗装 (株)原商会 (株)丸善岩崎農園 (株)安田物産 横浜デザイン (株)リアンレーヴ (株)連合社印刷 一里山ゴルフセンター (株)伊藤造園土木 学校法人八ッ橋学園 カワセ薬局 (有)彦陽電業社 タイヤ館 瀬谷 Blanc Daisy (株)ホーセン (株)丸子商事 横浜トヨー住器(株)

(株)ウェイト・プランナー 神奈川美研工業(株) 川口白鳳(株) (株)サカタのタネ 瀬谷総合開発(株) 大成建設(株) 大洋建設(株) (株)横浜レンタル (株)レンタルのニッケン

(株)アイシマ 鎌田歯科医院 共同企業体相模アスコン (株)小林園 JA横浜 J:COM (株)住宅プロデュース (有)第一産業 (有)千田商店 (株)デッキ TOPPAN(株) (株)ハウエントープライズ (株)ブルーム 由麗那 哈麗露雅 生駒植木(株) 遠藤電気商会 上瀬谷農業専用地区協議会 橋田武(大和ケータリング協会) サントリービバレッジソリューション(株) (株)ドロー企画 (株)光グローブ (有)まごころ管轄メンテナンス

※2025年2月7日現在、50音順

注意事項 食品を扱っておりますので、会場内にはペットは入場できません。飲酒後の運転は絶対にしないでください。喫煙は喫煙所をお願いします。会場内での事故、怪我、その他トラブルに関しては一切責任は取れませんので、安全に楽しんでください。イベント内容は、変更、中止する場合があります。中止の際はSNSでお知らせします。イベント出演者や他の来場者のご迷惑になる行為、悪質なカメラ撮影行為、イベントの進行の妨げになる行為はご遠慮ください。迷惑行為、妨害行為を行ったり、スタッフの指示をお聞きいただけない場合には、ご退場を含め相応の措置を取らせていただきます。

問合せ先 横浜花博連絡協議会 事務局 TEL 045-442-3484 (平日10:00~14:00)



Special Live

23 **日** 18:30~



打ち上げ花火

23 **日** 19:00~

◆ ステージイベント

地元高校生などによるパフォーマンス

◆ みんな集まれ~!ブンブン音頭で一緒に踊ろう!

22日 11:40~15:45、23日 12:00~14:15(各15分)

◆ 花の街絵画コンテスト受賞者表彰式

◆ キッチンカー、ブース出展、屋台など多数出店 フラワーアレンジメント無料体験、キッズスポーツ無料教室

24 **日** 9:00~12:00

会場内の装飾花鉢・苗の販売(袋は持参して下さい)

※時間は予告なく変更になる場合があります

瀬谷区内火災・救急状況

瀬谷消防署
令和7年1月31日現在

火災

区分	年別	令和7年	令和6年	増△減
		件数		
件	数	3	1	2
種別	建物	1	1	0
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	2	0	2
	損害程度	焼損床面積 (㎡)	0	0
	死者 (人)	0	0	0
	負傷者 (人)	0	0	0
主な原因	放火(疑い含む)	2	0	2
	たばこ	0	0	0
	こんろ	0	0	0
	電気機器	0	0	0
	配線器具	1	0	1
	上記以外	0	1	△1
	1日あたり		0.1	0.1

連合町内会別火災発生件数

連合町内会名	令和7年
阿久和北部連合自治会	0
阿久和南部連合自治会	0
三ツ境連合自治会	0
瀬谷第一地区連合町内会	0
本郷地区連合自治会	0
瀬谷北部町内連合会	0
瀬谷第二地区連合自治会	0
細谷戸連合町内会	0
瀬谷第四地区連合自治会	0
南瀬谷自治連合会	0
宮沢連合自治会	2
相沢町内連合会	1
その他	0
合計	3

救急

区分	年別	令和7年	令和6年	増△減
		件数		
件	数	820	805	15
急病		625	610	15
交通事故		19	22	△3
一般負傷		152	137	15
その他		24	36	△12
1日あたり		26.5	26.0	0.5

分団別火災発生件数

分団名	令和7年
第一分団	2
第二分団	0
第三分団	1
第四分団	0
合計	3

月別火災件数・死負傷者状況

区分	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
		件数												
件	数	3件												0
死者		0人												0
負傷者		0人												0

日付	災害種別	発生場所	内容
1月8日	建物火災	瀬谷 三丁目	共同住宅にて発生
1月29日	その他火災	宮沢 一丁目	公園にて発生
不明	その他火災	宮沢 一丁目	公園にて発生

(各表の数値は速報値であり、確定値ではありません。)

瀬谷消防署からのお知らせ

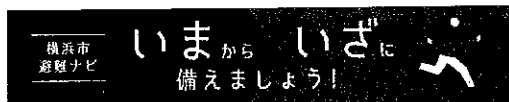
瀬谷消防署からのお知らせや、災害について学べる「よこはま防災 e パーク」、風水害等を始めとした災害時に情報を確認するためのツール等をご案内します。日常の防災関係の学びや、いざという時の備えとしてご活用ください。

○メールマガジン「seyal19」(配信メール)

瀬谷区内における消防署の行事、イベント情報を定期的に(原則として月1回)、また、連続放火など緊急事案が発生した際はその都度配信し、消防・防災に関する情報を提供します。



○横浜市避難ナビ(スマートフォンアプリ)



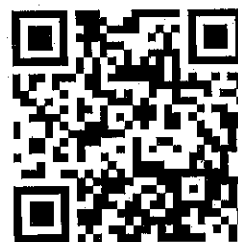
アプリサービス利用者には、気象警報・注意報等のほか、避難指示の発令など緊急情報を発信します。利用者がアプリ内で事前に作成した「マイ・タイムライン」と連動した情報を発信します。



横浜市防災ポータルサイト(インターネットページ)



災害関係情報がまとまったポータルサイト。気象情報や避難指示の発令など緊急情報、避難場所の情報等を広く掲載しています。



○よこはま防災 e パーク(インターネットページ)



いつでも、どこでも、身近に防災を学べるサイトです。火災・地震・風水害などカテゴリー毎に学べる3分シリーズや住宅防火診断、子育て世代の方々向けの動画もあります。



令和 7 年国勢調査実施に伴う御協力のお願について【協力依頼】

1 事業の趣旨

本年 10 月 1 日に全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と国勢調査に携わる調査員の推薦について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】国勢調査員として適任者の推薦をお願いします。

※今後、調査周知に係るポスター掲示依頼を行う予定です。

3 調査員推薦に係るお願い事項

(1) 担当する業務・調査区数等

- ・調査区内の居住世帯（1 調査区あたり約 50 世帯）に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。
- ・調査員の方には一人当たり原則、2 調査区（約 100 世帯）を担当していただきます。
- ・調査員数は全市で約 19,000 人程度となる見込みです。

(2) 調査員の推薦にあたっての要件

- ア 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として 20 歳以上の方（令和 7 年 9 月 1 日時点）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

(3) その他

後日、各区役所から、御推薦いただく調査員数、担当区域、報酬額などについて説明をさせていただきます。

なお、調査員が不足する地区や自治会・町内会未組織地域などにつきましては、公募を実施する区役所もありますので、御了解ください。

参考：調査書類の配布方法について

令和 2 年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7 年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成 27 年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも 3 回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

令和7年国勢調査について

1 調査の概要

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的にして、5年ごとに行われる最も大規模な統計調査で、今回で22回目を迎えます。

2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時

3 調査の対象

調査は令和7年10月1日に日本国内に常住する全ての人（外国人を含む）

4 調査員の主な仕事

- (1) 9月上旬～中旬 区役所等で開催する調査員説明会への出席
 - (2) 説明会后～9月19日 担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等
 - (3) 9月20日～30日※ インターネット回答用ID及び調査票（紙）の配布
 - (4) 10月1日～3日 『調査への回答はお済みですか』の配布
 - (5) 10月1日～8日 回収を約束した世帯のみ調査票（紙）の回収
 - (6) 10月17日～下旬 調査書類の区役所提出・督促状の配布（未回答世帯がある場合）
- ※調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています

5 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する**非常勤の一般職国家公務員**です。

6 任命期間

9月1日から10月31日までの2か月間

7 調査員報酬（前回実績額）

- ・ 1調査区（約50世帯）で 42,000円程度
- ・ 2調査区（約100世帯）で 78,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

※前回に比べて報酬は増額見込みです。

政策経営局統計情報課

担当 石川、中村

電話 045-671-4207 /FAX 045-663-0130

メール ss-chosa@city.yokohama.lg.jp

●●自治会・町内会 会長 様

瀬谷区長 植木 八千代

令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 推薦依頼数

- ・調査区数 ●● 調査区分（調査区域は別添の地図を御覧ください）
 - ・調査員数 ●● 人（うち2調査区分を御担当いただく調査員数 ●● 人）
- ※ 調査員の方には原則2調査区分を御担当いただくようお願いいたします。

2 提出書類

別添の「調査員就任のお願い」を御利用いただき、「**国勢調査 調査員就任承諾書**」と「**調査員推薦名簿**」を**4月18日（金）**までに御提出ください。

3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- (1) 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方、
- (2) 原則として20歳以上の方（令和7年9月1日時点）
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方、
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員報酬

- ・1調査区（約50世帯）で42,000円程度（前回実績）
- ・2調査区（約100世帯）で78,000円程度（前回実績）

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

参考：調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

令和7年国勢調査 調査員の推薦方法

1 国勢調査員の推薦について

(1) 国勢調査員の推薦の流れ

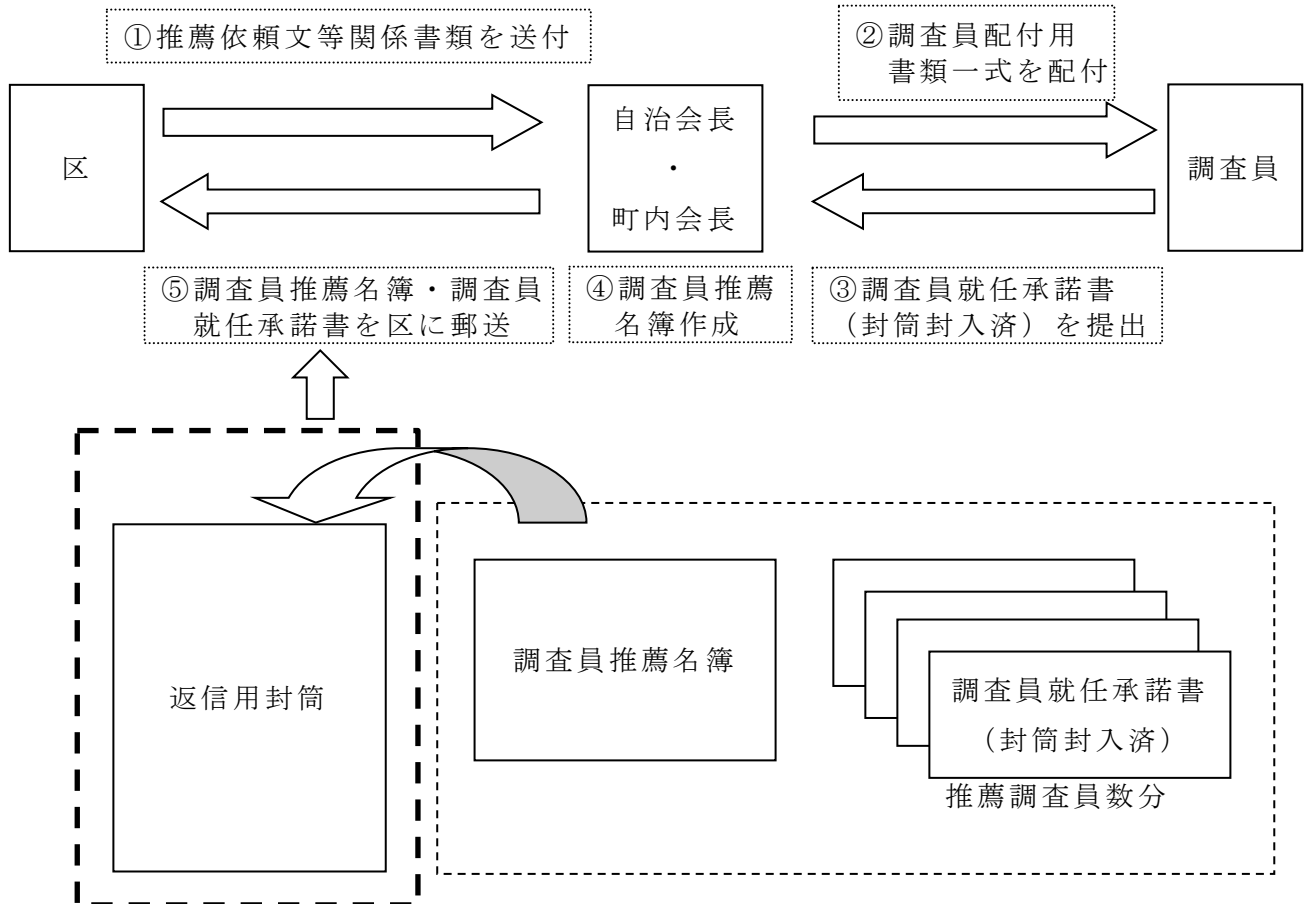
自治会町内会長の皆様には、調査員の推薦及び各調査員の「令和7年 国勢調査 調査員就任承諾書」の取りまとめをお願いいたします。

具体的な手続きは以下のとおりです。

- ① 区役所より推薦依頼文等関係書類を受領。※今回の送付文書です。
- ② 自治会町内会の方へ国勢調査員への就任依頼を行い、**調査員配付用封筒一式**を配付してください。

※調査員配付用封筒の表面に記載している調査区番号をご確認のうえ調査員に配付してください。(地図や承諾書の中身が異なります)

- ③ 就任を承諾した調査員から**調査員就任承諾書(封筒封入済)**を回収してください。封筒表面には氏名を記入してもらってください。
- ④ **調査員推薦名簿**に、承諾いただいた方の氏名を記入してください。
- ⑤ **調査員推薦名簿**及び**調査員就任承諾書(封筒封入済)**を返信用封筒に封入し**令和7年4月18日(金)まで**に区役所あて送付してください。



- (2) 自治会町内会に推薦をお願いする調査区及び国勢調査員数別添「調査員推薦名簿」及び「調査区地図」のとおりです。

調査員の方には原則2調査区分を御担当いただくようお願いいたします。
調査区域は、1調査区ずつ赤字太線で囲んでおります。2調査区を一括して引き受けていただける調査員の推薦をお願いします。

基本的には、各自治会町内会の範囲内の調査区について、調査員の推薦を依頼しています。

調査区が複数の自治会町内会にまたがっている場合は、原則前回（令和2年）国勢調査の依頼実績に基づいて推薦を依頼しております。ただし、一部の調査区域について見直しを行っているため、前回国勢調査時と異なっている場合があります。

国勢調査の活用事例

調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されます。

また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1. 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算定に利用
- その他
 - ・公職選挙法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令
 - など

選挙や税制にも関係があるんです!



2. 行政上の施策への利用

- 少子高齢社会関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策
- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画

地震や大雨の時の避難所をつくるにも、正確なデータが必要なんです!

子育て支援にも利用されているのね。



3. 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計

4. 学術研究・企業等での活用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での活用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測

新しくコンビニをつくる時にも、データを活用しています!



はじまります! 国勢調査

インターネット回答でかんたん便利に!



調査期日
2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

全員参加！
日本の一大
プロジェクト！



2025年、 国勢調査を実施します。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。
日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。
正確な調査のために、令和7年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

— 調査へのご協力のお願い —

国勢調査は非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問する方法で行われます。
調査を進める上で最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。

国勢調査を正確かつ円滑に実施するために、
関係機関・団体のみならずそれぞれのご協力が必要不可欠です。
調査へのご協力をよろしくお願いします。



福祉関係・病院関係

社会福祉施設・病院関係者の方々の調査員としての協力



外国人関係団体・在留外国人支援団体・青年関係団体

日本に住む外国人の方も対象であることや調査実施の周知



経済界・労働界

企業等を通じた社員や職員への調査実施の周知



報道関係団体

日本に住むすべての人に調査の実施及び重要性を周知



教育関係団体

学校等を通じた学生への調査実施の周知、学生寮・寄宿舎等の円滑な調査実施への協力



研究機関・シンクタンク関係団体

調査の意義や重要性について、有識者やオピニオンリーダーからの有効な発信

上記以外の団体のみならず

国勢調査は日本で最も重要な統計調査であることや調査実施の周知

5年に一度の
とても大切な調査です！



令和7年国勢調査の概要

調査の期日

調査は、令和7年10月1日現在で実施します。

調査の対象

令和7年10月1日現在、日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)を対象とします。

調査事項

<世帯員について>

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、「従業地又は通学地」など

<世帯について>

「世帯員の数」、「住居の種類」など

調査の流れ

調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布した後、インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に提出する方法により回答を行います。

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



調査は、下の図に示す流れで実施します。



※国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。

令和7年国勢調査 国勢調査員の業務及びスケジュール等について

1 調査員の主な事務スケジュール

- (1) 9月3日～9日 調査員事務説明会への出席
- (2) 説明会后～9月19日 調査区域の世帯の居住状況確認
- (3) 9月20日～30日※ インターネット回答用ID及び調査票（紙）の配布
- (4) 10月1日～3日 『回答確認リーフレット』の配布
- (5) 10月1日～8日 調査票（紙）の回収（回収を約束した世帯のみ）
- (6) 10月17日～下旬 調査書類の区役所提出及び『督促状』の配付
（未回答世帯がある場合）

※調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています

2 前回（令和2年）調査時との変更点

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来（※）の調査方法にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

3 任命期間

令和7年9月1日～10月31日（予定）

4 報酬（前回（令和2年）調査を基準とした試算）

1 調査区（約50世帯）で42,000円程度

2 調査区（約100世帯）で78,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により金額が増減します。

※前回に比べて報酬は増額見込みです。

5 調査員事務打合せ会について

調査員事務打合せ会の開催日時、場所等については決まり次第、調査員へ直接通知いたします。

6 調査用品の配布

主な調査用諸物品につきましては、委託業者が各調査員宅へ直送いたします。8月下旬ごろに配送される予定です。

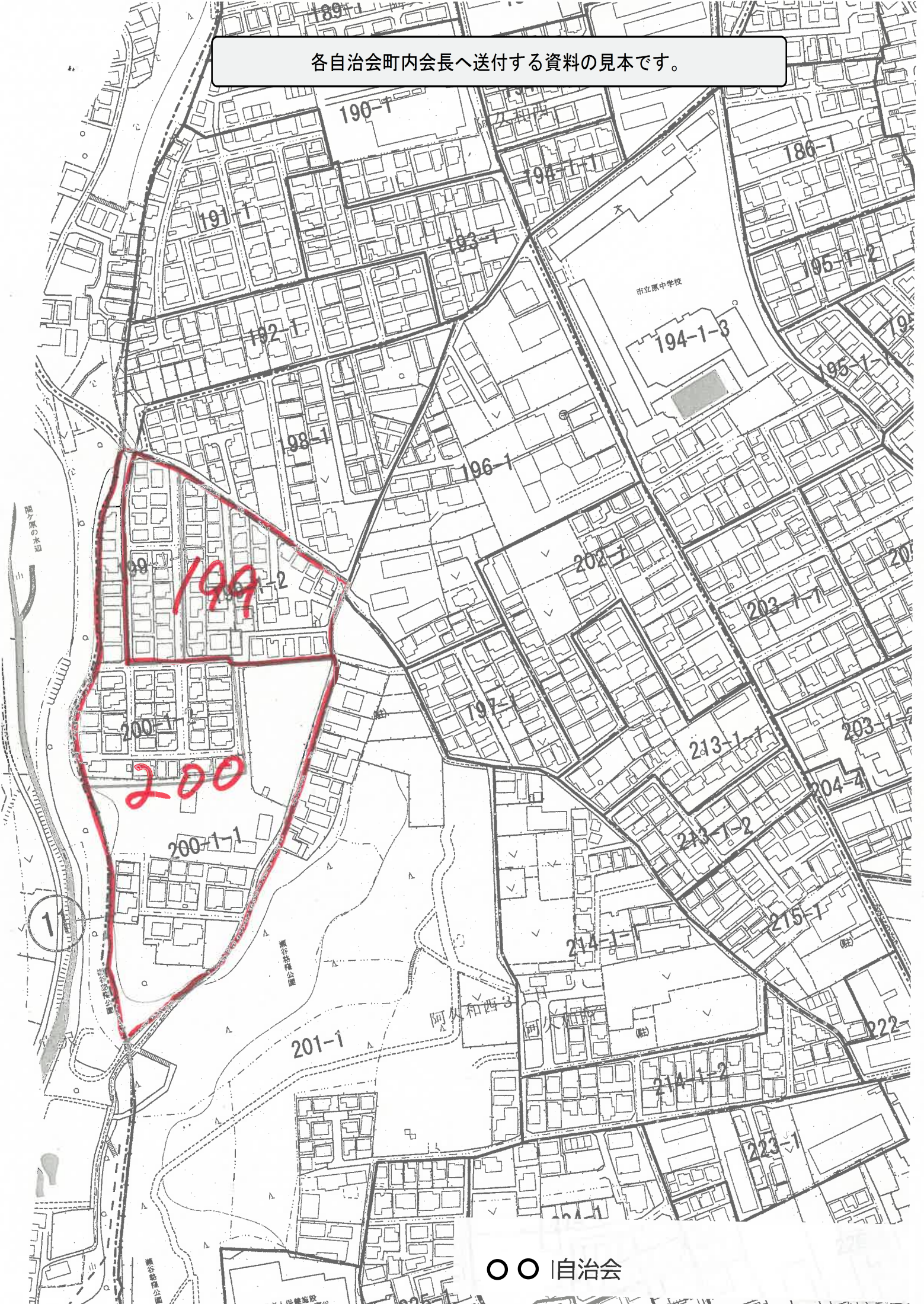
令和7年国勢調査 調査員推薦名簿

自治会・町内会名: ○○自治会

調査区番号	世帯数概数	調査員名
199-1	64	
200-1	62	
調査員推薦依頼数		1人

各自治会町内会長へ送付する資料の見本です。

各自治会町内会長へ送付する資料の見本です。



○○自治会

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ① 9月3日～9日 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日 | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9月20日～30日 | インターネット回答用ID及び調査票の配布 |
| ④ 10月1日～3日 | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10月1日～8日 | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月17日～下旬 | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促 |
- ※区役所から指定された日

《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方（令和7年9月1日時点）
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年3月

問合せ先 瀬谷区役所総務課統計選挙係 電話 045-367-5615・5616

さあ、ご一緒に！ 国勢調査員 大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。



調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

1



調査員説明会に参加

2



担当地域の確認

3



調査についての説明と調査書類の配布

4



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

5



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

いろいろな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。
70代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性



さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

【調査員証用写真貼付場所】

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

- 写真は6か月以内に撮影した
・無帽
・正面向き
・胸部以上
のものです。
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市	区	
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (歳)
連絡先 <small>※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。</small>	電話 (自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名	●●自治会・町内会		
担当する調査区番号	●●-1、●●-1		
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無		

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかわる業務以外の目的には使用しません

<国勢調査に関する調査員事務説明会について>

9月3日～9日に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

<横浜市職員 (再任用職員及び会計年度任用職員を含む) として従事している方へ>

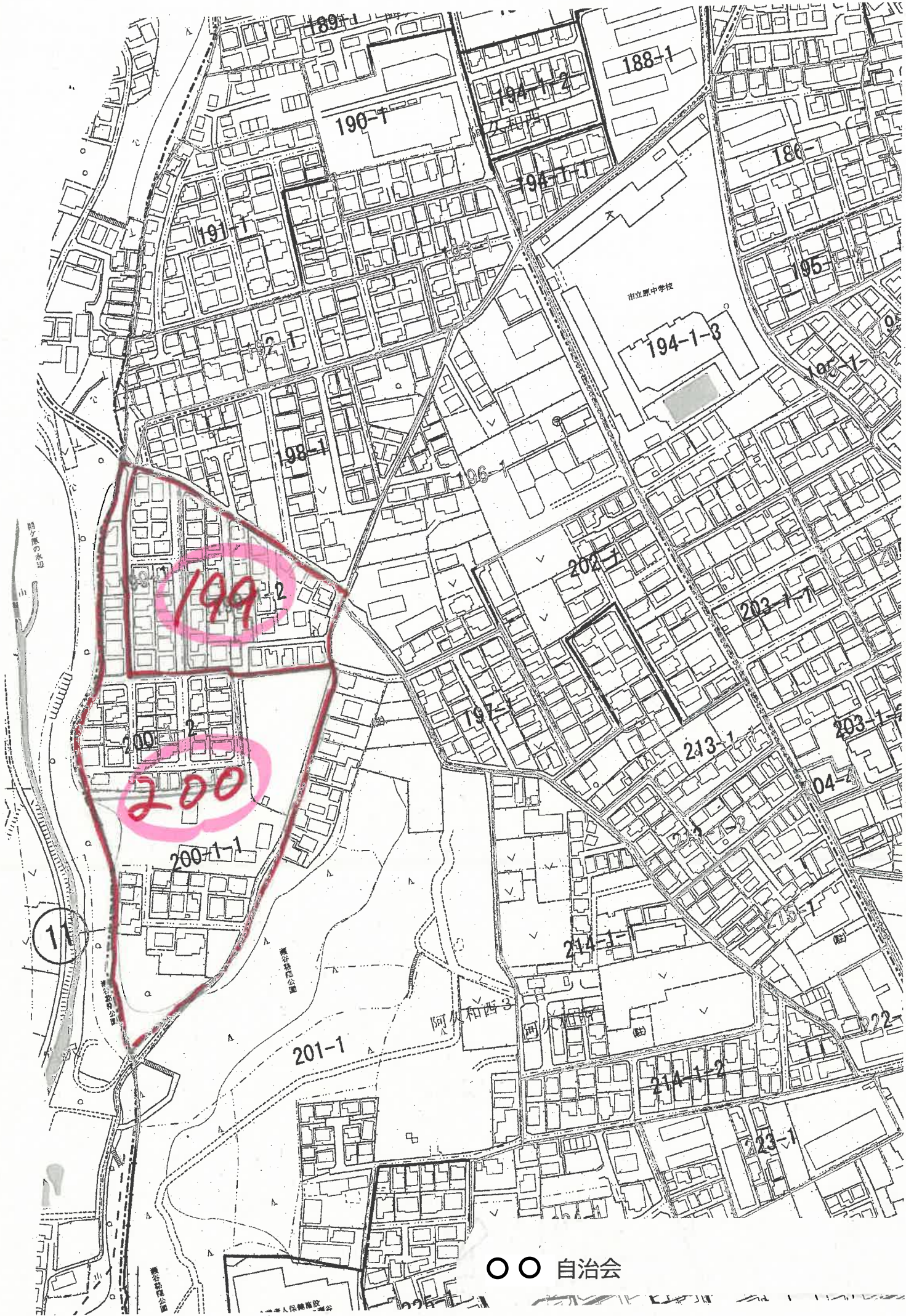
従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

<調査員の就任要件>

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、
- ②原則20歳以上の方 (令和7年9月1日時点)、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、
- ④選挙・警察に直接関係のない方、
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方



199-2

200

200-1-1

190-1

188-1

191-1

194-1-2

186

市立原中学校

194-1-3

195

198-1

196-1

195-1

202-1

203-1-1

197-1

213-1

203-1-2

04-1

11

201-1

阿和路西

214-1

215-1

022

214-1-2

213-1

自治会

令和7年国勢調査 調査員推薦事務への御協力をお願いに伴う「資料一覧」

1 依頼文

- (1) 令和7年国勢調査実施に伴う御協力をお願いについて【協力依頼】（市連会資料）

2 各自治会・町内会長あて

※各自治会・町内会長のお手元に3月上旬ごろ郵送いたします。

- (1) 令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い
- (2) 令和7年国勢調査 調査員の推薦方法
- (3) 関係機関・団体のみなさまへ はじまります！ 国勢調査
- (4) 令和7年国勢調査 国勢調査員の業務及びスケジュール等について
- (5) 令和7年国勢調査 調査員推薦名簿
- (6) 調査区地図

3 各調査員あて：自治会・町内会長より調査員を承諾いただいた方にお渡してください。

※調査員ごとに分類して封筒に入れております。

- (1) 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い
- (2) さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集
- (3) 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書
- (4) 調査区地図

【お問い合わせ】 瀬谷区役所総務課統計選挙係 045-367-5615・5616

各地区連合自治会町内会長 様

瀬谷区明るい選挙推進協議会
会 長 堀 野 州 男

瀬谷区明るい選挙推進協議会推進委員への就任
及び地区協議会代表者の推薦について（依頼）

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、明るい選挙の推進について、多大な御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会の委員は2年を任期としており、現在の委員は令和7年3月31日をもって任期満了となります。

つきましては、地区連合町内会長の皆様の当協議会次期委員への御就任及び各地区連合自治会町内会より当協議会の地区協議会代表者を御推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 推進委員への就任について

当協議会の規約に基づき、地区連合町内会長の皆様には推進委員に御就任いただいておりますので、次期委員に御就任くださいますようお願いいたします。

（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

2 地区協議会代表者の推薦について

各地区連合自治会町内会より地区協議会代表者1名の推薦をお願いいたします。

※地区協議会代表者は、規約第4条第1項に基づき当協議会の委員となります。

※推薦のご参考としていただくため、別途自治会町内会長あてに依頼しております推進員の推薦期限（2月21日）後に各地区の推進員名簿を地区連合町内会長の皆様に郵送させていただきます。

(1) 提出資料

瀬谷区明るい選挙推進協議会地区協議会代表者推薦書

(2) 提出期限

令和7年3月21日（金） ※返信用封筒にて担当まで御提出ください。

3 添付書類

(1) 瀬谷区明るい選挙推進協議会地区協議会代表者推薦書

(2) 横浜市瀬谷区明るい選挙推進協議会規約

(3) 返信用封筒

担当：瀬谷区明るい選挙推進協議会事務局
（瀬谷区役所総務課統計選挙係内）

秋林・松本・相原 電話：367-5615

瀬谷区明るい選挙推進協議会
地区協議会代表者推薦書

令和 7 年 ____ 月 ____ 日

横浜市瀬谷区明るい選挙推進協議会会長

【地区連合名】 _____

【会 長 名】 _____

次のとおり、令和7・8年度瀬谷区明るい選挙推進協議会地区代表者を推薦します。

(ふりがな)	
氏 名	
住 所	〒246- 横浜市瀬谷区
電話番号	(自宅) (携帯)
メール アドレス	@

横浜市瀬谷区明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、民主政治の基盤である明るく正しい選挙の実現、及び区民の投票参加の推進を期し、自主的な選挙啓発活動を強力に展開することにより、広く区民の間に明るい選挙意識を醸成することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、横浜市瀬谷区明るい選挙推進協議会と称する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、横浜市瀬谷区役所内におき、協議会の事務は、総務部総務課統計選挙係があたる。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者からなる委員をもって組織する。

- (1) 地区連合町内会自治会長
- (2) 第2項に定める地区協議会代表
- (3) 公立小・中学校校長会代表
- (4) 学識経験者及び別表の諸団体から推薦された者5名程度

2 第1条の目的の推進を図るため、地区連合ごとに地区協議会を置く。

3 地区協議会は、各地域又は各職域から推薦された推進員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員及び推進員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員及び推進員は一身上の都合により辞任することができる。

3 任期途中で新たに委員又は推進員となった者の任期は、他の委員又は推進員の在任期間とする。

(事業)

第6条 協議会は、第1条の目的を達成するため、選挙管理委員会及び関係諸団体と連携協力して次に掲げる事業を行う。

- (1) 平常時における選挙啓発活動の企画及びその実施
- (2) 各種選挙時における選挙啓発活動の企画及びその実施
- (3) 選挙法を守る運動その他選挙啓発に関する各種事業の企画及びその実施

2 地区協議会は、前項各号に掲げる事業を、原則として各連合地区内において推進する。

(役員及びその職務)

第7条 協議会に、会長1名、副会長1名及び監事1名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選任し、任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期終了後も新しい会長、副会長及び監事が就任するまで在任するものとする。

3 役員の変更については、定例会議において前年度の事業・会計報告の承認を得た後に行うこととする。

4 役員は、一身上の都合により辞職することができる。

5 任期途中で新たに役員となった者の任期は、他の役員の在任期間とする。

6 会長は、協議会を代表するとともに会議を招集し、かつ主宰する。また、協議会の常務を総理する。

7 副会長は会長を補佐し、また会長が欠け、または事故があるときはその職務を代行する。

8 監事は協議会の会計について監査する。

(地区協議会の役員)

第7条の2 各地区協議会に、代表その他の役員（以下「代表等」という）を置く。

2 代表等は、推進員の互選により選任し、その任期は2年とする。

(会 議)

第8条 協議会の定例会議は、年1回招集する。ただし、必要があるときは、随時臨時会議を招集することができる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。議決は出席者の過半数で決するもとし、可否同数の時は、会長が決するところによる。

3 災害その他やむを得ない事由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面により議決に代えることができる。

(顧 問)

第9条 協議会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(参 与)

第9条の2 協議会に、参与をおくことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

(幹 事)

第10条 協議会に、幹事若干名を置く。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から3月末日までとする。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。

2 この規約の改正は、過半数の委員の同意を必要とする。

付則 この規約改正は、昭和45年3月16日から施行する。

付則 この規約改正は、昭和49年4月1日から施行する。

付則 この規約改正は、昭和60年7月30日から施行する。

付則 この規約改正は、昭和63年6月23日から施行する。

付則 この規約改正は、平成4年5月18日から施行する。

付則 この規約改正は、平成7年10月23日から施行する。

付則 この規約改正は、平成18年5月18日から施行する。

付則 この規約改正は、平成25年5月16日から施行する。

付則 この規約改正は、平成27年5月18日から施行する。

付則 この規約改正は、令和3年6月17日から施行する。

別 表

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会

横浜市瀬谷区社会福祉協議会

瀬谷区更生保護女性会

瀬谷区青少年指導員連絡協議会

瀬谷保護司会

瀬政第1826号
令和7年2月18日

自治会・町内会長様

横浜市瀬谷区長 植木 八千代
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について(依頼)

日ごろから市政・区政に対して多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なるご協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様のご協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和7年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額(1部あたり)
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月、 令和8年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。)

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

なお、配布部数の確認及び振込先をご指定いただく書類の提出については、令和7年9月及び令和8年2月に別途依頼させていただきます。お手数をおかけしますが、配布謝金支払事務にご協力いただけますようお願いいたします。

裏面あり

(6) 令和7年度の配布担当者や部数などの変更について

【5月号（4月下旬に送付）の変更について】

3月の区連会で地域振興課から依頼する「瀬谷区自治会町内会現況届」への記載をもって変更が可能です。期日までに、地域振興課へ提出をお願いいたします。

【6月号（5月下旬に送付）以降の変更について】

毎月10日までにご連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。

※当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。

2 業者による配布について

配布作業にかかわる自治会町内会の負担を軽減できる方法として、希望された自治会町内会単位で業者による各戸配布を行っています。ぜひ業者配布への切り替えについてご検討ください。

(1) **新規**にお申し込みいただく場合

手続きが必要です。まずはお気軽に下記区役所広報相談係へお問い合わせください。

なお、お申し込みいただいてから業者配布への変更手続きを行います。手続き完了までお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

(2) **継続**される場合

現在、業者による配布に切り替えられている自治会町内会におかれましては、特にご連絡のない場合、引き続き業者による配布とさせていただきますので、手続き・ご連絡等は必要ございません。

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係にご相談ください。

※報酬を配布担当のご本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様幅広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段のご配慮をお願い申し上げます。

(3) 令和7年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にもご活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布についてご配慮くださいますようお願いいたします。

※なお、今年度の下半期の配布謝金につきましては、まもなく部数確認の往復はがきを送付いたしますので、ご対応のほどお願い申し上げます。

返送期限：令和7年3月4日（火）（必着）

担当：	瀬谷区区政推進課広報相談係	TEL 367-5635	FAX 365-1170
	政策経営局広報課広報紙担当	TEL 671-2332	FAX 661-2351
	議会局秘書広報課広報等担当	TEL 671-3040	FAX 681-7388

GREEN×EXPO 2027

開催

2年前記念イベント

inせや



瀬谷区マスコットキャラクター
「せやまる」

開催2年前を記念して、GREEN×EXPO 2027の開催テーマである「花、農、環境」など子どもから大人まで楽しく参加できるイベントを実施します。

日時：令和7年3月19日(水) 11～15時

※荒天中止

場所：瀬谷駅北口駅前広場

花ワークショップ



バルーンアート&折り紙で
お花をつくろう！

※先着100名まで

瀬谷産の野菜の直売



瀬谷産の新鮮な野菜が買える

※なくなり次第終了

【出店】JA横浜「ハマッ子」直売所瀬谷店

地球にやさしい環境ブース



すぐにできるエコな行動を選んで
缶バッチをつくろう！

キーワードラリー

各ブースをまわってワードを集めよう！
正解した方の中から抽選で100名にせやまるグッズ等プレゼント！
回答用紙は博覧会ブースにて配布します。

地震の揺れを体験してみよう

過去の地震の再現や震度7の揺れを体験できます。身を守る行動や災害時の備えなどに関する重要性を学ぼう！

障害福祉事業所の
みんなが作成した
製品販売もあるよ！

「2年後の自分」へ贈るアジサイの展示



GREEN×EXPO 2027が開催される2年後の自分に向けて、区内の小学校6年生の皆さんに、メッセージを書いていただきました。メッセージは会場内に展示しています。また、イベント終了後は3月末まで区民ホールにて展示しておりますのでぜひご覧ください。

主催：横浜市瀬谷区役所

協力：JA横浜「ハマッ子」直売所瀬谷店、区民活動センター、瀬谷消防団、横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会
瀬谷区障害者地域自立支援協議会

問合せ先：瀬谷区区政推進課 TEL045-367-5632



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

「瀬谷を暮らしやすいまちにしよう」

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる地域づくり

をテーマにシンポジウムを開催しました。

令和6年12月7日(土)14:00~16:15 @瀬谷公会堂 参加者:177人



基調講演

「ひとそれぞれの『できる』を大切に～認め合う、分かち合う、お互い様の『瀬谷』を目指して～」

講師:ヘルスプロモーション推進センター 岩室信也 先生

- ★信頼、つながり、お互い様の関係は地域のつながりの基本で、まちおこしや防災、防犯、教育など様々な効果があることが証明されています。また、その関係性に大切なのは対話です。
- ★対話とは面と向かって声を出して言葉を交わすことです。感染症予防をしながら、安心して対話ができるようにするとよいです。
- ★関わり、つながり、支え続ける環境がいっぱいあるほど、元気でいられます。
- ★みんなができることを一歩ずつやれば、いろいろな人と支えつなげる地域づくりにつながります。



岩室先生

地区発表

「誰もが活躍できる地域づくりの取組」をテーマに、4地区からの発表と、学識経験者(岩室先生、法政大学 名和田先生)とのトークセッションを行いました。

担い手不足や高齢者対応として、まだ関わったことのない方の関わりに期待したい！

福祉団体と子どもたちも参加できるような交流会を企画し、災害時も支え合える地域づくりを目指したい！

様々な方と出会い、役立つことを励みに、誰もが活躍できる地域づくりを目指しています！

ちょっとした困りごとをお助けする相沢ボランティアの活動、出会い、役立つことを励みに取り組みます！

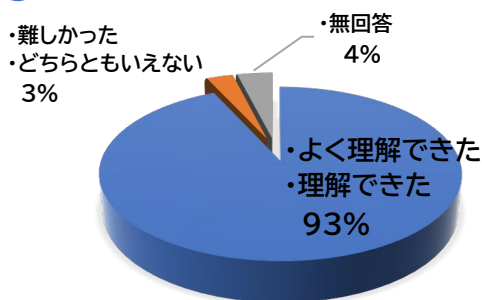


学識経験者からは、各地区の発表やトークセッションを通して

- ・計画を意識して活動することで、20年間で発展していることが感じられてよかった(名和田先生)
 - ・4地区それぞれで特色ある顔の見える関係づくりに取り組まれていて素晴らしい(岩室先生)
- といったご意見がありました。

発表者のみなさま、ご参加いただいたみなさま、シンポジウムの開催にご協力いただきありがとうございました！

● 基調講演について



★対話が大事、顔を突き合わせて対話する、簡単なようで難しいです。

★コミュニケーションを育む居場所づくりを目指したい。自分の居場所をたくさん見つけたい。

● 地区の発表について

★ボランティア活動の成功例は参考になりました。担い手も要望する方も、まだまだ少ないのが現状です。

★子供から高齢者までの人のつながりづくり、地域の皆様の力を感じました。

★子どもも参加するだけでなく、企画、運営に参加するという考えは良いと思いました。

★課題をきちんととらえ、次の計画への取り組みが考えやすいと感じました。計画を実行され、たくさんのお声を成し遂げられ、すごいです。

★他地区での積極的な活動を聞き、自分たちの活動にも生かせるものがありそうだった。

各地区の工夫や取り組みが参考になった！と、たくさんのお声が聞かれました！

● 日ごろの取り組みに活かそうなこと

★人と話すこと、対話すること、ますます心がけようと思いました。

★地域の担い手の掘り起こしと育成が勉強になった。

★子どもだけ、高齢者だけと対象を区切らず、多世代が集まる居場所やイベントが大事。

● その他の感想

★お二人の講師の「講評」がとても楽しく、各地区の活動を引き立てていただきました。

★他地区の様子が分かり、すごく良かった。

★来年も開催してもらいたい。



瀬谷区 ちふく 検索

令和7年度は第5期計画策定を進める大切な年だよ！
これからも、瀬谷区がもっと暮らしやすいまちになるよう、みんなで一緒になって地域活動を盛り上げていきましょう！



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
ちふくちゃん

令和 7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動への御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 7年につきましては、7月に欠員補充、また、12月に現任委員の任期（3年間）満了に伴う一斉改選を行います。

つきましては、下記について地区連合町内会長及び自治会町内会長の皆様の御協力をお願いいたします。

I 7月欠員補充についての依頼事項

欠員補充を行う地区におかれましては、推薦準備会の開催及び推薦書類の区への御提出をお願いいたします。

1 推薦手続きの流れ

- ①候補者の選任
- ②推薦準備会の開催、推薦書類の作成
- ③推薦書類の区への提出 …… **4月15日（火）提出〆切**

民生委員・児童委員に欠員のある地区の自治会町内会長及び主任児童委員に欠員のある地区の地区連合町内会会長宛に詳細な依頼文を2月末頃にお送りします。

2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) 推薦準備会推薦人の選任

	民生委員・児童委員	主任児童委員
人数	5人～10人	
構成員の要件	自治会町内会代表及び地区民児協代表を含むこと	地区連合町内会代表及び地区民児協代表を含むこと

(2) 推薦準備会の開催

	民生委員・児童委員	主任児童委員
定足数	(1)で選任した推薦人の過半数	
<u>必須</u> 参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会代表 ・地区民児協代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合町内会代表 ・地区民児協代表

3 添付資料

- (1) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料1）

Ⅱ 12月一斉改選についてのお知らせ

一斉改選に伴う推薦手続きは、全ての自治会町内会及び連合町内会が対象です。前回（令和4年）からの変更点及びスケジュールについてご確認くださいませようお願いします。

1 前回（令和4年一斉改選）からの変更点

(1) 再任（現在と同一の委員を推薦する場合）に関するもの

ア 推薦手続きの一部簡素化

再任候補者（後述の特例による再任を除く）については推薦準備会の開催を省略可能とする予定です。

※推薦準備会では新任、元職及び特例による再任の方が審議対象になります。

イ 再任候補者の年齢要件の特例（主任児童委員以外）

新たな候補者の選任が困難な場合で、3つの条件(①健康で本人に意欲があり活動に支障がない②自治会町内会代表の同意がある③地区民児協会長の同意がある)全てを満たしたときに、令和7年4月1日時点で75歳以上の現任委員を推薦可能とします（1期3年限り）。なお、特例的な扱いであり、この場合にあっても引き続き後任の選出に努めることとします。

(2) 新任委員のサポート体制の充実

退任する委員の同意があった場合に、新任委員が行う相談支援や活動に、数か月間程度の一定期間前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みの導入を検討しています。

2 スケジュール（予定）

令和7年5月 一斉改選に係る候補者推薦依頼（5月市連会・区連会）
6月 推薦事務説明会（後述）
6月～ 各地区での推薦事務・書類提出（前回は8月下旬〆切）
12月1日 委嘱式

3 一斉改選推薦事務説明会

自治会町内会長及び地区連合町内会長を対象に下記日程で説明会を開催します。御都合のつく日程に御参加ください（詳細は5月に通知します）。

	日程	場所	内容
①	6月5日(木) 10:00～11:30	区庁舎会議室 (予定)	・前回からの変更点 ・委員へのアンケートから見る候補者探し ・地区推薦準備会の流れ ・推薦書類の記入方法 等
②	6月6日(金) 19:00～20:30		
③	6月7日(土) 15:00～16:30		
④	6月7日(土) 19:00～20:30		

※説明会で使用する資料は、後日瀬谷区役所ウェブページ上に掲載予定です。

4 その他

5月の区連会では、地域での推薦にご活用いただけるよう、「どのような方が民生委員・児童委員として活動されているか」など、令和6年度に民生委員・児童委員に行ったアンケート等を基に作成した資料をご用意する予定です。

《参考》瀬谷区民生委員・児童委員の現況に係るアンケート結果（抜粋）

○1週間あたりの（概ねの）活動日数

日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
回答数	15人	27人	26人	22人	12人	1人	0人

○1週間あたりの（概ねの）活動時間

時間	0～2	2～5	5～10	10～15	15～20	20～25	25～
回答数	14人	40人	22人	14人	0人	1人	0人

○お勤めの状況

	就業している				就業していない
回答数	56人（52%）				51人（48%）
就労形態	常勤	非常勤	自営業	パート・アルバイト	
	8人	9人	7人	32人	

○民生委員・児童委員以外に就任している地域活動

件数	0	1	2	3～4	5以上
回答数	42人	35人	18人	14人	2人

○就任したとき、誰から声をかけられましたか（複数回答）

	自治会町内会長	前任の委員	地区の民生委員
人数	79人	46人	19人

○引き受ける決心につながった声掛け

- ・「無理にならないよう、できる範囲でいいので」「家庭を最優先にしていから」
- ・「働きながらやっている人もいる。月一度の定例会以外は参加できない場合もある、と前もって地区民児協の会長に伝えているから大丈夫」
- ・行事の日程や活動内容について丁寧に引き継いでもらい安心して引き受けられた

○引き受ける決心につながったきっかけ

- ・退職を機に/子育て卒業を機に 地域に貢献したいと思った
- ・人と触れ合うことが好きなので

○担い手を増やすために「こうであつたらよい」と思うこと

- ・一人で地域を見ることが大変。サポーター的な存在がいるとよい。
- ・地域の高齢の方への声掛け、必要に応じた区役所等へのつなぎ役は勤めがあっても担えると思う。ただ民生委員として参加を求められる行事や会議があり、勤めのため参加できないことに後ろめたく感じる。

個別のご相談も承ります。担当までご連絡ください。

<問合せ先>

瀬谷区福祉保健課 担当：藤森・藤内

電話：045-367-5710 FAX：045-365-5718

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 8,500 円（令和6年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について (令和7年2月現在)

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p> <p>補助人員を導入する</p> <p>依頼業務の精選</p> <p>活動のサポート強化</p> <p>地区民児協の運営支援</p> <p>情報共有</p> <p>地域との連携によるサポート強化</p> <p>活動費等の見直し</p> <p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p> <p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p> <p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p> <p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p> <p>国・社協への要望 (例: 活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p> <p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p> <p>モデル地区で導入、全区展開</p>	<p>R7</p> <p>R6</p> <p>R7</p> <p>R7</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施</p> <p>生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~)</p> <p>・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中</p> <p>・日報版の入力フォームや集計ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開</p> <p>・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p> <p>・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始</p>
		<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	<p>R7</p>	<p>5</p>	<p>R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施</p> <p>・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定</p> <p>・協力員制度については引き続き検討</p>
		<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	<p>R6</p>	<p>6</p>	<p>一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7~)</p>
		<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p> <p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p> <p>区役所開庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	<p>R7</p> <p>今後取組予定</p>	<p>7</p> <p>8</p>	<p>市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</p> <p>一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中</p>
		<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	<p>R7</p>	<p>9</p>	<p>・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定</p> <p>・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定</p>
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	<p>今後取組予定</p>	<p>10</p>	<p>検討中</p>
		<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	<p>R7</p>	<p>11</p>	<p>・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中</p>
		<p>・活動費の増額</p> <p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p> <p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	<p>R6</p> <p>今後取組予定</p>	<p>12</p> <p>13</p>	<p>実施済</p> <p>検討中</p>
		<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p> <p>・通信手段の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p> <p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	<p>R6</p> <p>今後取組予定</p>	<p>14</p> <p>15</p>	<p>「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で、配付開始済み)。今後、各区でも活用予定</p> <p>検討中</p>

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合があります。

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について (令和7年2月現在)

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16	・広く民生委員を知ってもらおう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	17	「民生委員のできること・できないこと」を具体例を入れてわかりやすく記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18	検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19	R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	20	同上
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21	「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和7年3月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料1参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ1台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和6年3月から実施した補助制度を令和7年度も実施します。（資料2参照）

4 添付資料

別紙 令和7年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、 <u>上限20万円</u> ※資料1参照	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （4月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限21万→28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額700円→900円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～9月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設
（申請時期：4～5月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3月に案内）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

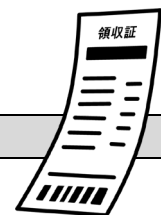
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）


◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 ・地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯啓発用のぼり旗の購入 ・各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 ・防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 （自治会町内会管理である旨明示すること）
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 ・整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 （自治会町内会管理である旨明示すること）
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 ・講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 ・講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 ・見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- （1）地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの
- （2）地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- （3）第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- （4）補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

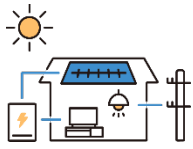
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

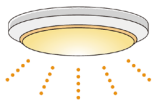



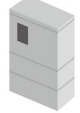
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

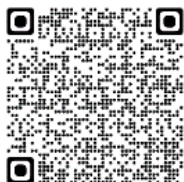
省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 つ以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市の「共創フロント」で募集した連携事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、横浜市の共創フロントにて、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援

裏面あり

アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
小田急電鉄株式会社	
株式会社シーピーユー	
大東建託株式会社	
株式会社フィールド	
株式会社ワンベルウッズ	高齢者向け情報受信端末
三愛電子工業株式会社横浜技術センター	
PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツール等アプリケーション提案
株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
特定非営利活動法人ILove つづき	
特定非営利活動法人 まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY.	
ウーマンネット WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

自治会町内会

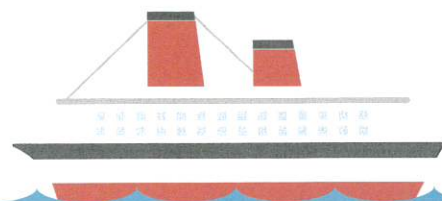
そのお悩み
解決!

あれ? できるかも!

デジタル時代のお役立ちアプリ・サービス集




横浜市



はじめてみよう!

YOKOHAMA
はじめてみよう!

Let's try



自治会町内会の回覧板、防災訓練などのお知らせ、会費集めなど、「デジタル」を活用することで、早く、手軽に進めてみませんか?

全部をデジタルにしなくてもいいのです。

今やっていることを一部だけでも、はじめてみませんか?

「でも、どんなことができるか分からない」

そうですね!

本書で紹介するのは、企業などが提供する自治会町内会活動にも役立つサービス。まずはサービスを知って、「はじめてみよう」をお手伝いできたらと考え、作成しました。

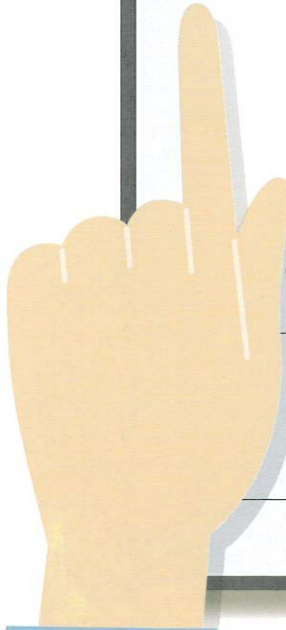
大切なのは、地域の皆さんのつながりづくり。

デジタルもその手段の一つ。

「デジタルでつながりが薄れてしまう...」と思われるかもしれませんが、デジタルをうまく利用してつながりづくりを広め、より良いものにしていきませんか?

♡ ◻ ◻

※本書で紹介する企業・団体、デジタルツール・サービスは、あくまでも例示であり、横浜市が特に推奨するツール・サービスではありません。具体的な検討の際には、最新の内容・料金等を確認の上、自治会町内会として契約していただきますよう、お願いいたします。(「横浜市連携事業者」の表記について：この事業者は横浜市共創フロントにて「自治会町内会のDXに関する提案」募集を行い、応募、その後協定を締結した事業者です。こちらの提供ツール・サービスでも同様です)



解決できるお悩みと解決手法のご紹介

YOKOHAMA
「デジタル化」をすると、どんな場合に役立つの?

悩み	解決手法
 <p>毎月の回覧板が面倒... チラシの仕分けや、回り終わるのにも時間がかかる。</p>	 <p>情報発信は「デジタル化」がおすすめです! (→P5~9)</p>
 <p>会費を集めるのが大変... お釣りも用意しなきゃいけないし、平日日中いない人も多。</p>	 <p>キャッシュレス決済サービスで集金を効率化する方法もあります!(→P10)</p>
 <p>会館の鍵の受け渡しが難しい... 土曜日に家にいなきゃいけない、出かけられない。</p>	 <p>会館の鍵の受け渡しを効率化できる製品がありますよ!(→P10)</p>
 <p>次の会議はいつだったかな... 事前に議題や、みんなに聞きたいことを知らせたい。</p>	 <p>みんなでスケジュール共有できるサービスが有効です!(→P11)</p>
 <p>会議のために集まるのもよいけど... 会議室をみんなの予定に合わせて借りなきゃいけない。</p>	 <p>オンライン会議はどうでしょう?手軽に始められますよ!(→P12)</p>
 <p>紙の資料がたまってきた... 会議の議事録作成に時間がかかるし、作っている時間もない。</p>	 <p>紙はデータにして共有。音声から文字起こししてくれるツールも!(→P13~14)</p>
 <p>自分たちでサービスを選ぶのは... 誰かアドバイスしてくれる人はいないかな。</p>	 <p>アドバイスや、スマホ講座をしてくれる企業・団体があります!(→P15~16)</p>

〈目次〉

	ツール名	料金	特徴	ページ
情報発信のデジタル化	RareA (レアリア)	有料	ご近所情報サイト「レアリア」の中に、自治会町内会の専用ページを手間をかけずに作成することができます。	p.5
	Facebook	無料	自治会町内会の活動やイベント情報を、ユーザー同士簡単に共有でき、多くの情報を掲載できます。	p.5
	デジ町 町内会LINE	有料	平常時は情報発信ツールとして、災害時には安否確認ツールとして使用できる「自治会町内会専用LINE」サービスです。	p.6
	LINE 公式アカウント	無料 (配信上限有)	自治会町内会の情報を、登録者に直接配信する事やメッセージのやり取りができる、どの年代でも普及率が高いツールです。	p.6
	いちのいち	有料	紙の回覧板で回していた情報がスマートフォンで見られる等、自治会町内会業務の負担を軽減できます。	p.7
	結ネット	有料	自治会町内会向け電子回覧板アプリです。町内への連絡を一斉配信し、災害時は安否確認ツールとして活用できます。	p.7
	My 自治会	無料	電子回覧板やオンライン集金で自治会運営を効率化し、地域活動の活性化をサポートするアプリです。	p.8
	ミテルライフ	有料	回覧板やアンケート、住民の安否確認まで日常から災害時まで一貫して自治会を支援するツールです。	p.8
	Yumicom (ユミコム)	有料	回覧板や広報紙のタイムリーな配信が可能となり、会員間で使えるSNSとして、コミュニケーションを活性化できます。	p.9
	高齢者向け 情報受信端末キューブ	有料	自治会からの各種情報をインターネット経由で音声配信できる、高齢者向け情報受信端末です。	p.9
自治会費等の 集金効率化	PayPay	手数料有	自治会町内会のキャッシュレス化を後押しします。効率よく確実に支払いを管理することができます。	p.10
	デジ町 町内会LINE / My 自治会 / Yumicom (ユミコム)	手数料有	自治会町内会向け情報共有アプリの一つの機能として、集金機能があります。【再掲】	p.6/ p.8/ p.9
会館	リモートインテリジェント キーBOX	有料	会館のカギの貸し出し管理をネットワーク対応キーBOXによりDX化(スマホ操作)し、管理業務を省人化できます。	p.10
スケジュール 共有	desknet's NEO	有料	団体内のあらゆる情報の集約と、団体独自の業務アプリも完全ノーコードで作成でき、業務効率化が可能です。	p.11
	Google カレンダー	無料	オンラインで予定を管理・共有できる無料のスケジュールツールです。Googleの他のツールとの連携が便利です。	p.11
オンライン 会議	Google Meet / Microsoft Teams / Zoom	無料 (利用上限有)	インターネットを使って場所に関係なくオンライン上で会話や会議ができるサービスです。	p.12
データ 共有	Google ドライブ / Dropbox	無料 (利用上限有)	インターネット上の保管スペースにファイルを保存し、パソコンなどから、いつでもアクセスできるサービスです。	p.13
自動文字 起こし	CLOVA Note / Notta	無料 (利用上限有)	音声や会話を自動で文字に変換してくれるツールで、手書きでメモを取る手間が省けます。	p.14

〈目次〉

	事業者名	料金	特徴	ページ
アドバイス・講座等	株式会社アイティサーフ	要相談	アナログな自治会運営からの脱却をお手伝いします。デジタルツールの活用により、運営を効率化します。	p.15
	特定非営利活動法人 I LOVE つづき	要相談	時間や場所に制約のないLINEを活用して、町内会運営の連絡と調整を迅速かつ効率的に行う方法をアドバイスします。	p.15
	NPO法人まちづくりエージェン T SIDE BEACH CITY.	要相談	自治会町内会のDXを個別に支援します。SNSやLINE、デジタルツール導入サポートを行います。	p.16
	WOMANET 株式会社	要相談	ITを活用した業務効率化、情報発信、町内会加入促進、多文化共生を、コンサルタントがサポートします。	p.16

	概要	ページ
紹介など 導入事例	・自治会費等の集金のキャッシュレス化や情報発信のデジタル化に取り組んでいる自治会町内会の事例をご紹介します。	p.17/
	・その他、区役所の会議資料をデータでほしい時や、自治会町内会でスマートフォン講座を行う時のヒントを掲載しています。	p.18

紹介ページの見方

次のページより、
多種多様なデジタルツールと
様々な事業者さんの取り組みを、
分かりやすくご紹介いたします！



- A お手持ちのスマートフォンなどで二次元コードを読み取ることで、詳細な情報を閲覧することができます。
- B サービスを使用するのに、有料が無料か、または手数料が必要かなどを表しています。(その他、導入事例の有無)
※「無料」としていても、利用上限がある場合があります。
- C デジタルツールの概要と機能等を、分かりやすく紹介しています。
- D 運営元が「横浜市連携事業者」であることを表しています。(連携事業者からの提供情報を元に作成しています)
- E 自治会町内会での活用方法に焦点をあてた、サービス等の特徴を紹介しています。

自治会町内会のホームページ作りを手間いらずで

RareA (レアリア)

地域情報誌「タウンニュース」が運営するご近所情報サイト。「レアリア」の中に、自治会町内会の専用ページを手間いらずで作ることができます。

機能紹介

- ①タウンニュース掲載の記事を表示させることができます。
- ②チラシや画像などを表示できます。
- ③過去の資料も収納可能。活動記録を確認するのに便利です。
- ④自由度の高いデザインでのページ作成も可能です。

株式会社タウンニュース社
所在地：横浜市青葉区有田町2-1-3
TEL：045-913-4141
MAIL：c-a@townnews.co.jp
担当：デジタルソリューション部

「自治会町内会ではこんな使い方ができます。」

- 掲示板の情報をホームページでも紹介。
- 会議報告を掲載することで、誰でも見られる。
- 写真の掲載も可能。イベント報告などに便利。
- 更新は指示を出すだけで手間いらず。
- 「レアリア」なら、検索されやすくなることも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます。」

今まで自治会町内会に縁がなかった人にも情報が届き、新たな参加者や担い手の発掘につながる可能性が広がります。自治会町内会の活動が多くなるのの目にも触れるとともに、担い手の意識が高まります。更新作業は簡単なもので、負担が少なく、長く活動を続けられます。

自治会町内会のホームページ作りを手間いらずで



事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談

RareA（レアリア）

概要

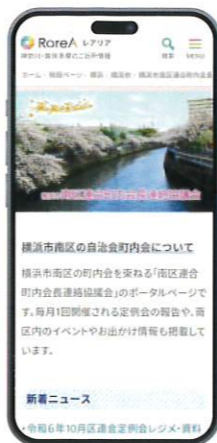
地域情報紙「タウンニュース」が運営するご近所情報サイト。「レアリア」の中に自治会町内会の専用ページを手間いらずで作ることができます。

機能紹介

- ①タウンニュース掲載の記事を表示させることができます。
- ②チラシや画像などを表示できます。
- ③過去の資料も収納可能。活動記録を確認するのに便利です。
- ④自由度の高いデザインでのページ作成も可能です。



株式会社タウンニュース社
所在地：横浜市青葉区荏田西 2-1-3
TEL：045-913-4141
MAIL：c-a@townnews.co.jp
担当者：デジタルソリューション室 宮下



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 掲示板の情報をホームページでも紹介。
- 会議報告を掲載することで、誰でも見られる。
- 写真の掲載も可能。イベント報告などに便利。
- 更新は指示を出すだけで手間いらず。
- 「レアリア」なら、検索されやすくなることも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

今まで自治会町内会に縁がなかった人にも情報が届き、新たな参加者や担い手の発掘につながる可能性が広がります。自治会町内会の活動が多くの人の目に触れるとともに、担い手の意欲が高まります。更新作業は簡単なので、負担が少なく、長く活動を続けられます。

自治会町内会の詳しい情報を蓄積しておける



事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談

Facebook

概要

自治会町内会の活動やイベント情報を、ユーザー同士簡単に共有できます。たくさんの情報を掲載できホームページのような使い方ができます。

機能紹介

- ①投稿：文章、写真、動画を投稿し、地域の住民と情報を共有できます。
- ②イベント作成：地域のイベントを作成し、参加者を招待・管理できます。
- ③グループ作成：自治会町内会専用のグループを作り、情報交換や意見共有ができます。
- ④リアクション：投稿に対してコメントや「いいね！」をして、交流を深めることができます。



自治会町内会では現在このような取り組みをしています...



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 回覧板・行事予定などを投稿できる。
- 写真や動画を投稿できる。
- メッセージのやり取りができる。
- 投稿ごとに情報の公開範囲を設定できる。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 誰でも検索して投稿情報を見つける事ができる。
- 実名登録制のため、近隣の人と繋がりがやすい。
- 型が決まっているため、投稿しやすく、ホームページよりも手軽に始めやすい。
- 自治会町内会の詳細情報が伝えやすくなる。

LINEで簡単！災害時にも使える町内会運営サービス



事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談

デジ町 町内会 LINE

概要

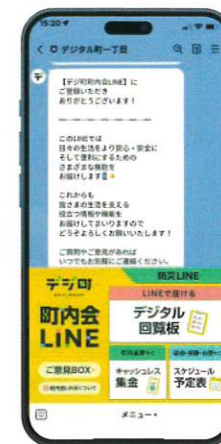
平常時は、町内会の情報発信ツールとして、災害時には、安否確認などの防災機能を有した、どの世代にも使いやすい「自治会町内会専用LINE」サービス。

機能紹介

- ①デジタル回覧板：匿名で参加できるLINEオープンチャット。
- ②名簿管理：世帯ごとの名簿管理機能。
- ③キャッシュレス集金機能：スマホキャッシュレス決済機能。
- ④デジ町防災LINE：避難場所検索・安否発信など防災対策支援。



アニバーサリー
コンシェル株式会社
所在地：高知県高知市仲田町 2-11
TEL：088-832-1221
MAIL：info@digital-town.jp
担当者：島田、幸崎



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- デジタル回覧板以外に緊急性の高い配信が可能。
- カレンダー機能で、行事予定の閲覧が可能。
- キャッシュレス集金：集金業務の大幅な負担軽減。
- デジ町防災LINE：半径3km圏内の避難場所を表示、経路確認や地図連動が可能。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

普段使い慣れている「LINE」を使ったサービスなので、「導入率」や「利用率」の向上が期待でき、町内会活動情報が住民全体に届きやすくなります。結果、町内会の退会減や加入増につながります。また、地域の防災力向上も期待できます。

気軽にメッセージの送受信や無料通話ができる



事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談

LINE 公式アカウント

概要

自治会町内会の情報を、登録者に直接配信したり、メッセージのやり取りができる。どの年代でも使っている人が多いコミュニケーションツール。

機能紹介

- ①メッセージ配信：一斉にメッセージを送信し、地域住民に情報を届けることができます。
- ②自動応答：よくある質問に対して、自動で返答する機能があります。
- ③ユーザー管理：友だち追加した人をリスト化し、対象に応じた配信が可能です。
- ④リッチメニュー：指定した情報にアクセスできるボタンを、画面上に設置できます。

おはようございます！
自治会町内会からのご案内です...



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 手軽にメッセージ配信ができる。
- 回覧板・行事予定などを配信できる。
- 写真や動画を使って配信できる。
- 非公開で、登録者とメッセージ・無料通話ができる。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 普及率が高いため、登録してもらいやすい。
- メッセージ受信の通知が届くので、見落としが少ない。
- メールに比べて気軽に問い合わせができ、住民の声をキャッチしやすい。

自治会・町内会 SNS



いちのいち

概要

閲覧板で回していた情報がスマートフォンで見られる等、自治会町内会業務の負担を軽減できます。

機能紹介

- ①地域のコミュニケーションをアプリで便利に情報共有。
- ②グループ連絡や登録会員の管理で、安心して情報共有。
- ③災害時には防災情報を発信。登録会員の安否確認を行うことができます。

事例紹介あり (P17)

有料

無料

手数料有

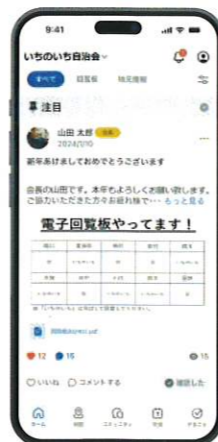
要相談



横浜市
連携事業者

小田急電鉄株式会社

所在地：東京都新宿区西新宿 2-7-1
TEL：03-4500-2811
MAIL：odakyu-ichi.no.ichi@odakyu-dentetsu.co.jp
担当者：デジタル事業創造部
いちのいち担当



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 紙の閲覧板をスマートフォンで配信可能。
- 迅速な情報共有が可能。
- 行事や各種委員会等の活動を写真付きで共有。
- 天候によるイベント開催情報を素早くお知らせ。
- 地域活動の記録を残すことも。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

役員のなり手不足や若年層等の地域とのつながりの希薄さ、といった課題をデジタルのチカラを活用することで解決につなげます。また、リアルな場に加え、デジタルによる連絡手段を加えることで高齢者の社会的孤立の課題にも取り組みます。

自治会の運営を電子閲覧板などで効率化！



My自治会

概要

デジタルで自治会運営を効率化。自治会のコミュニケーションを高め、地域活動の活性化をサポートするアプリです。

機能紹介

- ①電子閲覧板：写真、資料(PDF)とお知らせ内容を一齐配信。
- ②アンケート：総会の出席や賛否などを簡単に確認、集計。
- ③オンライン集金：アプリを通して、自治会費を集金できます。(※集金機能は手数料が必要です)



大東建託株式会社

所在地：東京都港区港南 2-16-1
TEL：03-6718-9068
MAIL：jichikai@kentak.co.jp
担当者：経営企画部 長尾、村田



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- アンケート機能を使って災害時に安否確認できる。
- 閲覧板にコメントができるので意見が言いやすい。
- お知らせを写真やPDFで配布(配信)、閲覧準備の負担軽減とペーパーレスを実現。
- オンライン集金は、24時間いつでも支払可能。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「My自治会」は、シンプルな機能で、地域の誰もが使いやすいアプリとなっています。閲覧板の一齐配信は、誰もが待つことなく地域の情報を確認でき、集金機能では役員の負担を軽減し、集金時間を効率化できるので、削減した時間を地域の活性化に使えます。

地域ICTプラットフォームで町内会の課題解決



結ネット

概要

自治会町内会向け電子閲覧板アプリ。町内への連絡を一齐配信し、災害時は安否確認ツールとして活用できます。

機能紹介

- ①電子閲覧板の既読/未読を自動で集計。ハンコ要らずに。
- ②小グループ単位への発信や、出欠確認・集計も簡単。
- ③アンケート、総会、カレンダー、施設予約等の便利機能も。
- ④災害時にはモードを切り替え、安否確認に使えます。

事例紹介あり (P17)

有料

無料

手数料有

要相談



株式会社シーピーユー

所在地：石川県金沢市西泉 4-60
TEL：045-532-9641 (東京支店)
WEB：https://www.cpu-net.co.jp/
担当者：ICT事業部 鈴木、堀尾



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 行事予定の連絡、地域の緊急情報の共有。
- 利用者同士の情報交換、住民からの問い合わせ。
- 総会の電子化、会館のオンライン利用予約。
- 高齢者見守りサービスとの連携。
- その他、幅広く自由な使い方が可能です。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

結ネットを使えば、役員の方の負担が軽減されます。住民は働きながらも自治会町内会に参加しやすくなり、加入促進にもつながります。また、災害時安否確認システムによる防災力向上など、自治会町内会の様々な課題解決に役立ちます。

高齢者の想いを形にした地域コミュニティアプリ



ミテルライフ

概要

閲覧板やアンケート、住民の安否確認まで日常から災害時まで一貫して自治会を支援するツールです。

機能紹介

- ①災害時に住民の安否回答を集計、要救護者を瞬時に発見。
- ②閲覧板やお知らせを一齐送信、個人別に未読既読を把握。
- ③本人や家族が、予め設定した相手にSOS発信で支援要請。
- ④血圧、心拍数記録で健康管理、自治会費のスマホ決済。(今後追加予定)



株式会社フィールド

所在地：千葉県浦安市高洲 8-1
TEL：047-307-9593
MAIL：info@metell-life.com
担当者：原



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- お知らせや閲覧板電子化で経費と役員負担軽減。
- 住民への一斉通知で未読既読を個人別に把握。
- アプリ防災訓練で地域全体での防災力を強化。
- トークで地域のコミュニケーション円滑化。
- 過去の活動や記録で役員交代がスムーズに。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

自治会運営の効率化と防災力が向上します。連絡や情報共有が一元管理され役員や住民の負担が減り、災害時には迅速に安否確認が可能です。日常の見守り機能や緊急時のSOS通知で高齢者や一人暮らしの方も安心して暮らせる環境が整います。

自治会運営をもっと〇〇に実現するアプリ



Yumicom (ユミコム)

概要

電子回覧板など充実の機能で運営効率化。
トークで役員間の情報連携が緊密に！
安否確認機能も備え非常時も活用。

機能紹介

- ①会費徴収での現金やり取りを無くす「デジタル納付」。
- ②会員の知らなかったを減らし「活動の見える化」を実現。
- ③「みんなの投稿BOX」で身近なニュースを共有！
- ④集まらずに会議もできる「トーク機能」でつながり深まる！

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 実際に役員をやりながら開発したアプリです。
- 自治会運営に必要な機能はほとんど付いていますし、高齢者でも使いやすいように大きいボタンや文字など使いやすさを作りこんでいます。
- お店と連携したクーポン提供が入会の特典に。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

回覧板や広報紙のデジタル配信で労力削減、チャット機能で意見交換を行い、偏りがちな業務の分散化が図れ、役員のやりがいにもつながります。地域のお店と連携して会員向けのクーポンを発行すれば入会のメリットが生まれます。

事例紹介あり (P17) **有料** 無料 手数料有 要相談

自治会運営の皆さま
自治会・町内会をデジタル化!
自治会・町内会運営の「したい」が「できる」すべてをこれ1つで
自治会運営の6つの課題解決
Yumicom

株式会社ワンベルウッズ
所在地：大阪府大阪市西区新町1-6-23
四ツ橋大川ビル6階
TEL：06-6539-0110
MAIL：yumicom@wanbel-woods.jp
担当者：ソリューション事業部 山脇、森



音声によるリアルタイム情報受信端末



高齢者向け情報受信端末 キューブ

概要

インターネットを活用した高齢者向け情報受信端末「キューブ」で、自治会からの各種情報を音声で配信します。

機能紹介

- ①インターネットに接続するだけで、各種情報を音声で受信。
- ②情報が配信されると放送（音声）が流れ、録音されます。
- ③「音量調整つまみ」と「聞き直しボタン」のみの簡単操作。
- ④パソコンやLINEのテキスト入力等で簡単に情報配信ができます。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 回覧板や電話での連絡情報をタイムリーに周知。
- パソコンやスマホ等の機器の操作が難しい高齢者や、目の不自由な方も使えます。
- 自治会からの案内、福祉情報、災害・防犯情報（悪徳商法等）を音声で即時に配信。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「キューブ」の実証実験では、高齢者の方が自治会からの情報をタイムリーに受取り、地域活動に参加することができ好評でした。情報を必要とする人に必要な情報を発信し、行動を促すことができます。

事例紹介あり (P17) **有料** 無料 手数料有 要相談



三菱電子工業株式会社 横浜技術センター
所在地：横浜市金沢区福浦2-4-15
TEL：045-783-2211
MAIL：y-sudou@san-ai.co.jp
担当者：管理部門 須藤



自治会町内会のキャッシュレス化をお手伝いします



PayPay

概要

「PayPay」を導入いただくことで、自治会、町内会のキャッシュレス化を後押しします。

機能紹介

- ①会費の集金に「PayPay」を導入することで、お金の流れは自動で記録されるので、効率よく確実に支払いを管理することができます。
- ②お祭りなどのイベントで「PayPay」を導入することで、お釣りの準備が不要で金銭授受の簡略化などを実現します。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

自治会、町内会費の集金や、自治会によるお祭りなどのイベントでキャッシュレス決済サービス「PayPay」を導入することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

自治会町内会では、会費の集金を現金で行うことが多いのが現状です。「PayPay」の導入で、自治会町内会のキャッシュレス化を強力に後押しし、会費集金の負担やリスク軽減、自治会によるイベント時の金銭授受の簡略化などを実現します。

事例紹介あり (P17) **有料** 無料 手数料有 要相談

自治会 町内会でも「PayPay」が導入可能に！
会費の集金
自治会によるイベント

PayPay 株式会社
所在地：東京都千代田区紀尾井町1-3
MAIL：sales-kanto3-yokohama@paypay-corp.co.jp
担当者：横浜1チーム 松本、与座



カギ貸出管理のDXソリューション



リモートインテリジェントキーBOX

概要

建物のカギの保管・貸し出しをネットワーク対応キーBOXで運用することにより、管理業務を省人化できます。

機能紹介

- ①カギの貸し出しを完全自動化、スマホ操作で完結。
- ②設置取り付けは簡単、配線工事が不要（無線通信）。
- ③カギの返却忘れ時にはアラートをメールで通知。
- ④貸し出し管理記録ならびに利用者を内蔵カメラで記録。

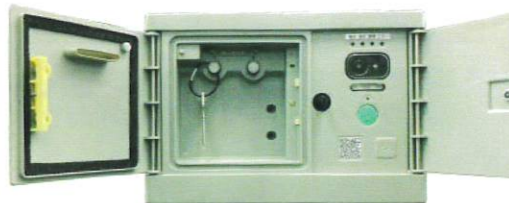
「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

「集会所」や「防災倉庫」などのカギの受け渡しに【リモートインテリジェントキーBOX】を使用することにより、「利用者自身のスマホ操作だけでカギの貸し出しを管理」「管理建物のカギの管理業務を無人化」などを簡単に実現することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

「集会所」や「防災倉庫」などのカギの保管・貸し出し管理をDXすることにより、カギの管理業務の負担を低減できます。また、不審者や共有物の盗難などの対応が行え、さらに無人化による24時間のカギの貸し出し管理が可能となります。

事例紹介あり (P17) **有料** 無料 手数料有 要相談



株式会社ブループリント・システムズ
所在地：横浜市西区北幸1-11-1 水信ビル7階
TEL：045-900-2514
MAIL：y.takada@blueprint-systems.com
担当者：高田



業務改善の可能性が無限に広がるグループウェア



事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談

desknet's NEO

概要

団体内のあらゆる情報の集約と、団体独自の業務アプリも完全ノーコードで実現でき業務効率化ができる。

機能紹介

- ①全体の入口となるポータルや、掲示板、回覧、スケジュール、文書管理など情報共有が可能。
- ②紙やExcel等のWeb化から、複雑な業務処理のシステム化までノーコードで業務アプリを作成でき業務プロセスの改善を実現。



株式会社ネオジャパン
 所在地：横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー 10F
 TEL：045-640-5900
 MAIL：shuta.harada@neo.co.jp
 担当者：原田



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

集金の効率化、災害時の情報伝達、紙保存の削減、会議録作成、回覧、連絡・回答、スケジュール共有、会館予約、人材募集等に対して、グループウェアの機能やノーコード業務アプリ作成ツールで情報共有と業務効率化が実現できます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

運営における負担軽減効果、情報共有の効率化や活性化、ノーコード業務作成アプリを活用して新たにアプリケーションを作成していき、非効率な業務の効率化やデジタル化を通じて、本来力を入れていくべき業務に力を入れることができます。

自治会町内会の予定を会員に共有できる



事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談

Googleカレンダー

概要

予定の管理や共有が簡単にできるスケジュール管理ツールです。Googleアカウントがあれば無料で利用することができます。

機能紹介

- ①予定を忘れないように通知(リマインダー)の設定が可能。
- ②メールアドレスで他の人とカレンダーを共有できる。
- ③複数のカレンダーを用途別に管理できる。
- ④スマホやパソコンからいつでもアクセスが可能。



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

自治会町内会の行事や会議の日程を共有すれば、参加者が予定をすぐに確認することができます。リマインダーを設定して、予定の忘れを防ぐこともできます。会館の予約状況を登録すれば、空き状況が一目で分かるようになります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

紙のスケジュール帳がなくても予定の管理がスムーズになり、行事の準備が効率化されます。スケジュール帳の紛失もなくなります。スケジュールを役員・会員で管理でき、見落としがなくなる効果が期待されます。

自宅や外出先でもインターネット環境があれば、手軽に会議に参加できる

事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談

オンライン会議

概要

オンライン会議ツールは、インターネットを使って場所に関係なく会話や会議ができる便利なサービスです。ビデオ通話で顔を見ながら話せるだけでなく、音声のみでの参加やチャット機能を使ってメッセージを送ることもできます。また、資料や画面を共有して説明したり、会議を録画して後から確認することも可能です。

機能紹介

- ①ビデオ通話：参加者同士が顔を見て話せます。
- ②音声通話：カメラを使わずに音声のみで参加できます。
- ③画面共有：自分の画面や資料を他の参加者に見せて説明ができます。
- ④チャット：会議中にメッセージを送って質問や意見を伝えられます。
- ⑤会議の録画：会議の内容を録画し、後で見返すことができます。
- ⑥バーチャル背景：プライバシーを保護するために背景を変更できます。
- ⑦オンライン会議への参加：アカウントや専用アプリがなくてもゲスト参加できます。



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 子育てや介護などで家を離れられない方も会議に参加できるようになります。
- 会議中に、画面で資料を共有でき、離れていても同じ情報を共有することができます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- オンライン会議により、会議の省力化につながります。
- 対面会議と併用することで参加が容易になり、参加の幅が広がります。
- オンライン会議を録画することで、参加できなかった方にも会議の様子を共有でき、議論の経過を共有できます。

ツール 1

Google Meet

シンプルで直感的な操作が特徴。Googleアカウントを使えばすぐに利用でき、スケジュール管理がGoogleカレンダーと連携しやすいです。

より詳しい情報は
こちらから!



ツール 2

Microsoft Teams

チャット機能が充実しており、WordやExcelなどMicrosoft365ツールとの連携ができます。ファイルの共同編集やグループチャットを活用し、業務の効率化が可能です。

より詳しい情報は
こちらから!



ツール 3

Zoom

高品質なビデオと安定した接続が特徴で、大人数の会議やセミナーに適しています。バーチャル背景やブレイクアウトルーム(小グループ分け)などの機能も豊富です。

より詳しい情報は
こちらから!



インターネット上にファイルを保存できて、共有もラクラク

データ共有

概要

インターネット上の保管スペースにファイルを保存できるサービスです。写真や文書、動画などを簡単にアップロードし、スマートフォンやパソコンからいつでもアクセスできます。また、保存したファイルを役員や会員と共同で編集することも可能です。データを安全に保存できるため、パソコンやスマホが壊れても大切なファイルが失われる心配がありません。

機能紹介

- ①インターネット上に保存：ファイルをインターネットに保存して、どこからでも見ることができます。
- ②ファイルを共有：他の人とファイルを簡単に共有し、複数の方が編集できる。
- ③自動で更新：保存したファイルがすべての端末で自動的に更新され、どこでも最新の状態です。
- ④アクセス管理：誰がファイルを見たり編集したりできるかを設定でき、安心して使えます。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 会議の資料や案内をオンラインで共有できます。
- 会員間の情報のやり取りが簡単になり、リアルタイムで情報を更新できます。
- 大切なファイルを安全に保存し、必要な時に必要な方がアクセスできます。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 会議資料などの共有が迅速かつ効率的にできます。
- 紙のやり取りが減り、必要な方がリアルタイムでアクセスできるため、役員交代があったときの資料の引継などに活用できます。
- ファイルの保存場所を一元管理でき、必要な時に簡単に取り出せるので、作業の手間も軽減され、使い続けることで過去の資料を確認できたりします。

ツール1

Googleドライブ

Googleアカウントを使い、文書や写真、動画を簡単に保存・共有。Googleの他のツールとの連携が便利です。

より詳しい情報は
こちらから！



ツール2

Dropbox

ファイルの保存、共有が簡単で、大きなファイルのやり取りが強みです。PCやスマートフォン間での共有がスムーズに行えます。

より詳しい情報は
こちらから！



事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談



会議を録音すれば、簡単に文字にしてくれる

自動文字起こし

概要

文字起こしツールは、音声や会話を文字に変換してくれる便利なツールです。会議やインタビューの録音をアップロードすると、聞き取れない箇所や誤認識は一部ありますが、自動で内容を文字にしてくれます。手書きでメモを取る手間が省け、後から内容を見返るのが簡単になります。これにより、重要な情報を逃さず、効率的に整理できます。

機能紹介

- ①音声の文字起こし：録音した音声を自動でテキストに変換します。
- ②リアルタイム文字起こし：会話が進行している中でも、リアルタイムで文字に変換して表示します。
- ③保存・編集：文字起こしした内容を保存し、後から編集や検索が可能です。
- ④複数言語対応：日本語以外の言語にも対応し、外国語の音声も文字にできます。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 会議や話し合いの内容が自動で文字に起こされるため、議事録作成が簡単になります。
- 会議後に迅速に内容を確認・共有でき、出席できなかったメンバーにも正確な情報が伝わります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

- 議事録作成のためのメモ取りが不要となり、より会議に集中できます。
- 迅速に会議報告資料を作成でき、情報伝達のスピードが向上します。

ツール1

CLOVA Note

高精度な音声認識を活用し、リアルタイムでの文字起こしが可能。日本語に強みがあります。

より詳しい情報は
こちらから！



ツール2

Notta

多言語対応で、録音した音声を即座に文字に変換。スマホアプリからも簡単に使用できます。

より詳しい情報は
こちらから！



デジタル活用で自治会運営の効率化



株式会社アイティサーフ

概要

アナログな自治会運営からの脱却をお手伝いします。
デジタルツールの活用により、運営を効率化します。

サービス紹介

- ①自治会独自のSNSによる回覧板作成・閲覧。
- ②SNSアンケートの作成、自動集計、自治会費の支払。(PayPay 利用)
- ③自治会で保有している書類ファイルのクラウド化。
- ④Teamsによる総会・班長会の視聴やパソコンでの案内板作成補助。

事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談



株式会社アイティサーフ

所在地：神奈川県横浜市中区海岸通 4-23
マリンビル3階
TEL：045-334-8035
MAIL：t-uchibori@it-surf.co.jp



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- SNS上で班ごとにグループを作成し、コミュニケーションツールとして活用。
- 班長会等を、SNSで周知し、出欠確認。
- 書類をクラウドに保管、紛失リスクが減少。
- 役員交代時の引継ぎが楽になります。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

共働き世帯が増加し、役員の仕事が負担となっています。負担軽減と、役員の担い手を確保します。スマホで回覧板を閲覧できるので、回さなくても大丈夫です。また、町内会費もスマホから支払うので、自宅にて支払う煩わしさもありません。

まちづくりNPOによる等身大の地域密着型支援



特定非営利活動法人 I Love つづき

概要

時間や場所に制約のないLINEを活用して、町内会運営の連絡と調整を迅速かつ効率的に行う方法をお伝えします。

サービス紹介

- ①各種WEBサービスなどの使い方を伴走支援します。
- ②WEBサービス等を活用した、自治会運営情報の保存、共有方法。
- ③LINE公式アカウントやLINE WORKSの開設と基本操作。
- ④無料オンラインデザインツールCanvaやスマホZoomなどの講座。

事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談



特定非営利活動法人 I Love つづき

所在地：神奈川県横浜市中区中川 1-17-22
ガーデンプラザ宮台 402
TEL：045-306-9004
MAIL：info@ilt.yokohama



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- LINEグループで日々の連絡や意見交換。
- LINEミーティングでオンライン会議。
- イベントや会議の日程調整と日程通知。
- アンケートの実施や書類・写真の共有。
- 議事録、やることリストの共有。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

LINEを使えば、連絡がスムーズに。通知や会議の案内、イベント告知が簡単に行え、メンバー間の連絡が密に。アンケートや緊急連絡も手軽に実施でき、ファイル共有機能で書類のやり取りがスムーズに。迅速で効果的な運営が実現します。

自治会町内会DX伴走サポート



NPO法人 まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY.

概要

自治会町内会のDXを個別に支援します。
SNSやLINE、デジタルツール導入サポート。

サービス紹介

- ①個々の事情に即したDX課題への伴走サポート・講座。
- ②SNS導入支援、LINEの利活用支援、ホームページ支援。
- ③デジタルツール、アプリ導入支援。特定のサービスや販売、代理店などをしていないので、一緒にDX課題に取り組みます。

「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

デジタルツールで何を調べればいいのか迷っていませんか？NPOは、中立的な立場を生かして最適なデジタルツールをご提案します。個別相談から導入支援、勉強会、運用サポートまで、まずはお気軽にご相談ください。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

当団体は2017年の設立当初より、情報格差(デジタルデバイド)の解消を目的としたICTの利活用支援を行っています。コロナ禍以降は、自治会町内会を含め支援実績60件以上。その大多数が実際に取り組み、効果を実感していただいています。

事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談



特定非営利活動法人 まちづくり
エージェント SIDE BEACH CITY.

所在地：横浜市中区相生町 3-61 泰生ビル2F
TEL：045-900-6054
MAIL：info@sbc.yokohama



地域活動をITでもっと便利に快適に！



WOMANET株式会社

概要

ITで業務効率化、情報発信、町内会加入促進、多文化共生を実現しませんか。
女性コンサルタントが優しくサポート。

サービス紹介

- ①SNS、LINE、ホームページ、Zoom、ChatGPTなど、幅広い研修を提供。
- ②町内会会費の徴収を電子マネー決済 PayPay で業務効率化。
- ③防災IT、Yahoo防災アプリの活用方法などもアドバイス。
- ④外国人住民向けにAI Chatを活用して多言語での情報発信。

事例紹介あり (P17) 有料 無料 手数料有 要相談



WOMANET 株式会社

所在地：横浜市港北区大倉山 3-1-27-2F
TEL：045-642-7732
WEB：https://ictdx-jichikai.jimdofree.com
担当者：丸山、木村



「自治会町内会ではこんな使い方ができます」

- 自治会町内会活動のIT化・デジタル化推進を女性コンサルタントが優しくサポート！
- ペーパーレスで業務効率化。
- SNSを活用した情報発信、ホームページの活用で若い方向けへの情報発信をしてみませんか。

「自治会町内会ではこんな効果が期待されます」

次のような効果が期待できます。
①情報共有の迅速化、②防災・災害時の迅速な対応、③会議・集会の効率化、④交流・コミュニティ形成の促進、⑤若い世代との連携促進、⑥健康管理や見守りサービスの向上、⑦業務の効率化・負担軽減

→ 岩井町原第一町内会 〈保土ケ谷区〉

地域のお祭り×PayPay

世帯数：399 / 班数：24

町内会費の集金のほか、令和6年8月に行われたお祭りで、模擬店での支払いにPayPayを活用しました。現金の受け渡しがない、スムーズなキャッシュレス決済を実現しました。



キャッシュレス決済を活用して、役員の負担軽減をしたいと考えていたので、導入することができてとても嬉しく思っています。工夫しながら誰もが参加しやすい自治会町内会を目指していきたいと考えています。



▲お祭りの様子



▲会長 小石川さん

→ 本郷第一自治会 〈瀬谷区〉

回覧板の電子化×いちのいち

世帯数：460 / 班数：30

令和2年の役員会で紙回覧を電子回覧にしてはどうかと提案があったことをきっかけとして、検討を始めました。コロナ禍で検討に時間を要したものの、令和5年より「いちのいち」を導入しています。自治会内で一斉配信可能、緊急連絡に対応できる、文書が手元に残るので回覧板が回ってしまっても資料閲覧が可能、といったメリットを感じています。

回覧文書とポスターの電子媒体での配布、行事予定の共有などで、いちのいちを活用しています。



▲広報担当 横内さん

▲会長 上田さん

→ 大口仲町池下町内会 〈神奈川区〉

災害時支援×結ネット

世帯数：785 / 班数：50

土地の高低差が大きいことや車の通れる道路が少ないといった地形的な要因から、災害時の共助による支援の必要性を町会では強く感じていました。令和3年に待望していたリアルタイムの安否確認機能を持つ「結ネット」の運用を開始しました。結ネットは、災害時の一斉連絡、未読・既読による一次安否確認、安否情報の入力・収集などが可能で、町会員の共助に役立つものです。

結ネットの導入により、紙媒体に限定されない多種の情報交換が可能となりました。さらに、災害時にも大きな力となると期待しています。



▲会長 石渡さん

▲ICT担当 岩並さん

※記載は取材時点の内容です。活用方法など、内容が異なる場合があります。

デジタル化をサポートする

お役立ち情報

区役所の会議資料をデータでほしい！



横浜市町内会連合会のホームページでは、定例会議資料とともに、各区の町内会連合会のページをご案内しています。各区のページでは、自治会町内会向けの資料を電子データで公開しています。ペーパーレスの取組にもつながります。

横浜市 市連会

検索

スマートフォンの使い方を動画で学びたい！



総務省の「デジタル活用支援推進事業」のページでは、スマートフォンやメッセージアプリなどの使い方を紹介する動画・教材を提供しています。自治会町内会で講座を開く際、活用できます。

総務省 デジタル活用支援 動画

検索

これまで難しいと
考えていたデジタルも
これであれば
私にもできそう！



▶「横浜市町内会連合会」のホームページより、地図を直接タッチ（クリック）することで、各区の町内会連合会のページが閲覧できます。

各区町内会連合会のページへ



ACCESS!

気になったら
いますぐチェック！



横浜市町内会連合会ホームページ

Android
スマートフォン専用

電源の入れ方・
ボタン操作の仕方



085655
(教材イメージ)

ACCESS!

気になったら
いますぐチェック！



デジタル活用支援 標準教材・動画ホームページ

連絡先一覧

名称	所在地	電話番号
横浜市役所 市民局 地域活動推進課	中区本町6-50-10	045-671-2317
青葉区役所 地域振興課	青葉区市ケ尾町31-4	045-978-2291
旭区役所 地域振興課	旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6091
泉区役所 地域振興課	泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2391
磯子区役所 地域振興課	磯子区磯子3-5-1	045-750-2391
神奈川区役所 地域振興課	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7086
金沢区役所 地域振興課	金沢区泥亀2-9-1	045-788-7801
港南区役所 地域振興課	港南区港南4-2-10	045-847-8391
港北区役所 地域振興課	港北区大豆戸町26-1	045-540-2234
栄区役所 地域振興課	栄区桂町303-19	045-894-8391
瀬谷区役所 地域振興課	瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5691
都筑区役所 地域振興課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2231
鶴見区役所 地域振興課	鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1687
戸塚区役所 地域振興課	戸塚区戸塚町16-17	045-866-8411
中区役所 地域振興課	中区日本大通35	045-224-8131
西区役所 地域振興課	西区中央1-5-10	045-320-8389
保土ヶ谷区役所 地域振興課	保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6380
緑区役所 地域振興課	緑区寺山町118	045-930-2232
南区役所 地域振興課	南区浦舟町2-33	045-341-1235

横浜市市民局地域活動推進課

令和7年1月発行



最新情報は、
こちらから
確認できます！

※本書の掲載内容は、令和6年12月時点の情報に基づいています。
各種デジタルツール（アプリケーション）のアップデート等により、
操作方法や仕様が変更される場合がありますので、ご注意ください。



瀬谷区内
自治会・町内会 会長 様

社会福祉法人
横浜市瀬谷区社会福祉協議会
会長 福田 愛一郎

広報紙「ほのぼのせや」67号の配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業運営につきましては、日頃より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会の事業並びに地域福祉活動をより一層区民の皆様にご理解いただくよう広報紙「ほのぼのせや」67号を作成いたしました。

つきましては、ご多忙とは存じますが当広報紙の世帯配布について、ご協力をお願いいたします。

なお、数に不足等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

1. 配布物件 「ほのぼのせや」67号
2. 配布対象 自治会町内会広報配布世帯 全戸
3. 送付日 令和7年2月20日より順次送付

瀬谷区社会福祉協議会
瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館
☎ 045 (361) 2117
FAX 045 (361) 2328



ほのぼのせや

承認 瀬谷区第4号

<https://seyaku-shakyo.jp>

賛助会費納入協力状況報告

世帯賛助会費 4,930,725円
 法人・個人会費 311,000円
 合計 5,241,725円

●賛助会費とは

世帯賛助会費は、総額の55%を瀬谷区内の地区社会福祉協議会に還元し、地域福祉活動団体の運営を支援するために35%をふれあい助成金の財源として、残り10%と法人賛助会費を配分の事務費として活用しています。

●賛助会員とは

本会の実施する事業に対して、ご賛同いただき、1年ごとに会員という形で地域の福祉活動を財政面で支えていただく世帯・個人・法人・団体の方々のご協力です。

●賛助会費の種類

- 世帯賛助会費(1口1,000円)
- 法人賛助会費(1口5,000円)

個人の方を対象とした世帯賛助会費については、毎年7月から各自治会・町内会の皆様のご協力のもと、とりまとめているございます。

法人賛助会費にご協力いただいた皆様

令和6年12月末日現在 (順不同・敬称略)

- (株)アム ●(学)愛光学園 ●(株)アイシマ ●(有)安芸美装
- (株)アクティブ ●(株)浅川建設 ●(株)エービーテック
- (有)朝日スポーツセンター イシケンスポーツ瀬谷店
- (株)エムテック松崎 ●(株)オオスミ ●川口白鳳(株)
- (有)カネココンストラクション ●(医)碧波会かわしま歯科医院
- (株)国際連邦警備保障 ●(株)コスモコンサルタンツ
- (株)小松工業 ●(株)シーケン ●(有)忍興産 ●(有)上越建設
- (株)ジャパンダットサンサービス ●(株)伸和 ●親和興業(株)
- 瀬谷総合開発(株) ●税理士法人TMP ●(株)日生設備
- (特非)ワーカーズわくわく ●日鉄工営(株) ●(有)橋田商事
- 平田自動車工業(株) ●(有)平本ビル ●(株)富士紙業
- (株)佐川商事 ●(医)産育会 堀病院 ●(株)細谷興業
- (株)松下コンクリート建材 ●三ツ境交通(有) ●(有)ラ・シード
- (株)三ツ境生花園 ●(有)山百合商事 ●(株)連合社印刷
- (一社)横浜市瀬谷区医師会 ●横浜トヨー住器(株)
- (株)ハマ・メンテ ●(株)ハウスたかだ ●横浜隼人中学校・高等学校

※賛助会費は確定申告の際、寄付金控除の対象となります。



←ほのぼのせやバックナンバーに、これまでの賛助会費実績が掲載されています

ご協力企業からのコメント

医療法人社団 碧波会 かわしま歯科医院様

安心して暮らすこと、これはあたり前のように、まだあたり前になっていない厳しい環境にさらされている人たちがいます。そんな人たちに寄り添うことができる団体が重要です。それができるのが社会福祉協議会だと思います。

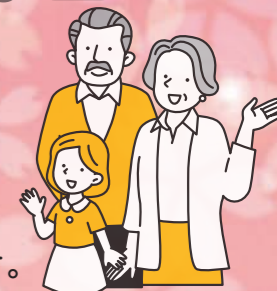
有限会社 カネココンストラクション様

地元で長年事業をさせていただいているので、当然の義務と思い、少しでも役に立てればと思い賛助会員として協力させていただいております。

有限会社ラ・シード様

日頃、印刷物の編集デザイン業務を通して、区内の小中高等学校をはじめ、子育て支援、障害者支援などの施設さんや各事業者さんとの縁があります。そのような方々の日々の活動を垣間見させていただいておりますので、微力ながら皆さんのお役に立てればと思い、賛助させていただいております。

第4期 瀬谷区地域福祉保健計画の取組を紹介します



第4期瀬谷区地域福祉保健計画は5年間の計画で、各地区ではすべての人にとって暮らしやすい地域をつくるため、地区の特性や資源を生かして課題の解決に取り組んでいます。今回は三ツ境地区と相沢地区の地区別計画に基づいた取組を紹介いたします。

三ツ境地区 「フレイル予防推進活動について」

三ツ境地区では令和5年度から新たにフレイル予防推進活動を地区別計画の主要推進項目に追加して取り組んでいます。

連合自治会、地区社協、団体と協力して各自治会やサロン等でフレイル予防講座を行いながら、三ツ境地区の究極の目標である『みんなで幸せに長生きをするために 高めよう みんなのご近所チカラ』の実現を目指して、フレイル予防の取組の重要性を広めています。

フレイル予防講座では、講義と体力測定をおこない、現在の自分の状況を把握して今後の予防ができるようにしています。

※「フレイル」とは、健康と要介護のあいだの状態を言います。



役員会でフレイル予防の講習会を行いました。

相沢地区 「障害福祉の理解啓発にむけて」



せや福祉ホームの交流マーケットにもボランティアとして参加しました。

相沢地区の地区別計画では、「障害のある方たちと共に生きるまち」を目標のひとつに掲げ、交流の機会を設けています。

「相沢ふれあいのつどい」では、自主製品販売に加え、障害者スポーツ「ボッチャ」の体験コーナーを設けるなど、4つの障害者施設も実行委員会に入り、一緒に取り組んでいます。

地区社協の役員からは、「これまでの交流を通じて障害に対する意識が変わりました」との声がありました。今後も積極的に関わりあい、障害福祉の理解啓発を進めていきたいと思っています。

せやまる・ふれあい館 2階

横浜市多機能型拠点こまち
 ●二ツ橋小学校
 ●シャローム三育保育園
 ●ローソン
 ●ゆず庵

●アクセス
 相鉄本線「三ツ境駅」下車 徒歩約12分
 または、三ツ境駅北口より相鉄バスにて「中丸」バス停下車 徒歩約5分

●駐車場
 25台 ※障害者用駐車場2台
 ※台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

●バス
 バスターミナル
 タクシー乗り場
 相鉄ライフ
 三ツ境駅
 厚木街道
 希望ヶ丘

●周辺施設
 二ツ橋高等特別支援学校
 瀬谷警察署
 りそな銀行

開所時間

■横浜市瀬谷区社会福祉協議会 月～金曜日/8:45～17:15

■瀬谷区ボランティアセンター 月～土曜日/9:00～17:00

■瀬谷区福祉保健活動拠点「パートナーせや」 月～土曜日/9:00～21:00 日曜日・祝日/9:00～17:00(年末年始を除く)

編集後記

2027年国際園芸博覧会に向け、旧上瀬谷通信施設跡の町づくりが進んでおります。メインテーマは「幸せを創る明日の風景」ですが、海軍道路の美しい桜並木が戻るのは何時のことだろうか？と思っています。

さて今回の内容は、地域福祉保健計画の取組とその活動の支援に充当される各種募金状況、賛助会費についてはご協力いただいた企業のコメントを入れてさせていただきます。大変感謝するとともに広がり願っています。(氏原委員)

広報委員会

委員長 ●彌登 章(瀬谷第四地区社協)
 副委員長 ●氏原 哲(瀬谷北部地区民児協)
 木下 信義(細谷戸地区社協) / 桐生 優子(モボ・モガ喫茶)
 吉野 弘恵(中屋敷地域ケアプラザ)

区社協会員紹介

瀬谷区社会福祉協議会は会員組織で、会員は施設、団体、地区社協、連合自治会・町内会などにより構成されています。今回は、お弁当の販売などを行っている障害福祉サービス事業所「ランチボックス」を紹介します。

ランチボックス



「就労継続支援B型」の事業所として、障害のある方がお弁当作りの仕事をしています。週5日、朝から忙しく立ち回り、得意な作業を担当して皆さん手際よく作業されています。1日に作るお弁当は100～120食。お弁当は支援学校などに配達される他、イベントや駅でも販売することがあります。



メニューが豊富・栄養バランスバッチリなお弁当!

メインは肉と魚が毎日順番になっており、栄養士の方が献立をチェックしているので、とてもバランスのよいお弁当になっています。働いている皆さんも同じお弁当を食べていますが、このお弁当のおかげで風邪を引くことなく健康に過ごせています。

楽しみは旅行!

一生懸命働いて得たお給料で、事業所の仲間と旅行に行くことを皆さんとても楽しみにしています。今年度は日帰りさくらんぼ狩りに行ってきました。



イベントではハウンドケーキも販売しています

令和6年度 各種募金のご協力状況

※実績については令和6年12月末日現在の実績です。

神奈川県共同募金会瀬谷区支会

赤い羽根共同募金 6,010,847円

年末たすけあい募金 1,360,963円

合計 7,371,810円

日本赤十字社瀬谷区地区委員会

会費 5,011,537円

共同募金は、瀬谷区内の12地区社会福祉協議会の活動支援や、瀬谷区ふれあい助成金として瀬谷区内で活動するボランティアグループや障害当事者団体等に助成するために役立てられています。

日本赤十字社瀬谷区地区委員会災害義援金

合計7件 233,204円

義援金は、全額を被災都道府県に設置される義援金配分委員会へお送りし、市区町村等の自治体を通じて、被災地の方々への生活支援に役立てられます。



善意銀行

地域の皆様の善意に基づく金銭・物品をお預かりし、必要とされる方々に配分する仕組みで、銀行の機能になぞらえて「善意銀行」と呼んでいます。

今年度の金額 570,384円

ご協力ありがとうございました。



共同募金の使いみち

親子のひろば まんま クリスマス会

「親子のひろば まんま」では、年末たすけあい募金の配分を活用して、12月の2日間でクリスマス会を実施しました。

絵本の読み聞かせやマグネットシアター、紙芝居、楽器あそびや歌など楽しんだ後サンタクロースとトナカイが遊びに来てくれました。お母さんとお子さんにプレゼントもあり、参加者はとても楽しんでいました。



↑親子のひろば まんまのHPはこちら



功労者表彰

瀬谷区内の福祉団体やボランティアとして貢献した方の表彰式が行われました。

令和6年度 全国社会福祉大会 令和6年11月26日(火)

■厚生労働大臣表彰 アイの会(点訳グループ)

令和6年度 神奈川県社会福祉大会 令和6年11月7日(木)

■神奈川県社会福祉協議会会長感謝

宮沢ひまわり会/相原健一

■神奈川県社会福祉協議会会長表彰

健康長寿サロンピンコロ会/子育てサロンえむサロンよってってB/にほんごせや

■共同募金功労者表彰・感謝

〈神奈川県知事表彰〉 上田三郎

〈神奈川県共同募金会会長感謝〉 酒井剛/富士見会(南瀬谷地区)

令和6年度 横浜市社会福祉大会 令和6年11月14日(木)

■横浜市社会福祉協議会会長表彰

社会福祉法人はとの会 鳩の森愛の詩宮沢保育園 特定非営利活動法人大地の会 ステーション

NPO法人せや福祉ホーム/瀬谷区手話サークル「さかいの会」 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあいせや 特定非営利活動法人大地の会 グループホームハイツひらもと 特定非営利活動法人さくらんぼ/宮本千秋/川井三枝子

■横浜市社会福祉協議会会長感謝

本郷あじさい会/瀬谷第一あじさい会

令和6年度 瀬谷区社会福祉功労者表彰 令和6年10月30日(水)

阿部真澄/磯辺良子/岡本壽子/奥津愛子/加賀山純子 小林清春/小宮幸枝/佐藤志津子/並木マスエ/吉富敏江 吉原和代/相沢助け合いの会/あやめ会/いちごクラブ カフェスマイル/手話サークルいいわ/瀬谷のら猫減らし隊 まつぼっくりの会

(敬称略)



瀬谷区社会福祉功労者表彰式の出席者



福祉学習プログラム

障害理解の促進 ～学校における福祉学習～

誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、瀬谷区社会福祉協議会では福祉学習プログラムの企画や講師の調整を行っています。

横浜市立二つ橋小学校では、瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama (アントママ) に講師となつていただき、12月4日に4年生向けの発達障害理解講座を実施しました。写真のような体験も交えながら、「みんなちがってあたりまえ」というテーマでわかりやすくお話ししていただきました。



児童からは、「障害は人のことではなく、その人が困っていることだとわかった」「みんなちがって同じ仲間なんだと感じた」という感想を聞くことができました。

瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama (アントママ)

2011年に知的・発達障害、自閉症などの障害のある子を持つ親で結成し、学校・企業・地域での出前講座、ピア相談などの活動を行っています。



ant mamaの詳細はこちら (Facebook)